

平成29年第4回滝川市議会定例会（第8日目）

平成29年12月19日（火）

午前 9時58分 開 議

午後 3時22分 延 会

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 一般質問

○出席議員（18名）

1番	三上裕久君	2番	堀重雄君
3番	館内孝夫君	4番	清水雅人君
5番	山本正信君	6番	安樂良幸君
7番	本間保昭君	8番	田村勇君
9番	井上正雄君	10番	水口典一君
11番	小野保之君	12番	渡邊龍之君
13番	木下八重子君	14番	山口清悦君
15番	柴田文男君	16番	荒木文一君
17番	関藤龍也君	18番	東元勝己君

○欠席議員（0名）

○説明員

市 長	前田康吉君	副 市 長	千田史朗君
教 育 長	山崎猛君	会 計 管 理 者	田湯宏昌君
総 務 部 長	中島純一君	市 民 生 活 部 長	館敏弘君
保 健 福 祉 部 長	国嶋隆雄君	産 業 振 興 部 長	長瀬文敬君
産 業 振 興 部 次 長	南均君	建 設 部 長	高瀬慎二郎君
建 設 部 次 長	山崎智弘君	市 立 病 院 事 務 部 長	椿真人君
教 育 部 長	田中嘉樹君	教 育 部 指 導 参 事	栗井康裕君
監 査 事 務 局 長	加藤孝昭君	総 務 課 長	鎌田清孝君
企 画 課 長	深村栄司君	財 政 課 長	堀之内孝則君

○本会議事務従事者

事 務 局 長	竹谷和徳君	書 記	菊田健二君
書 記	村井理君	書 記	壽永美和君

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員数は、17名であります。
遅刻の申し出は小野議員であります。
これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

- 議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。
会議録署名議員は、議長において山本議員、安樂議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議 長 日程第2、これより一般質問を行います。配付をいたしておりますプリントの順に従って行っていただきます。
なお、質問は一问一答方式で30分以内の持ち時間制により質問席において行っていただくこととなっておりますので、質問、答弁ともに要点を簡潔にするようお願いいたします。また、質問は通告の範囲を遵守し、議案審査で既に解明された事項にわたらないようご留意願います。

関藤議員の発言を許します。関藤議員。

- 関藤議員 おはようございます。本日私の一般質問は、教育行政一本のみとなっております。また、教育行政におきましてもハードの部分というよりもソフトの部分での一般質問となっております。なかなかこれといった決め手のある教育論的などころがない部分なのかなとは思いますが、先ほどの滝川市民合唱団の歌声の最後の歌のように、私なりの教育の思いを込めて一般質問させていただきますので、ご答弁よろしくをお願いいたします。

◎1、教育行政

- 1、第2期教育推進計画について
- 2、基礎学力の定着について
- 3、外国語・国際理解教育について
- 4、特別支援教育について

それでは、通告に従いまして、まず1点目、第2期教育推進計画についてお尋ねいたします。1点目は、第2期教育推進計画に基づく事業について、教育委員会、また学校現場においては53の事業が挙げられておりますが、目標どおりの成果を上げるような取り組みができるのか、また今後の見通しについてのお考えをお尋ねいたします。

- 議 長 関藤議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長 第2期滝川市教育推進計画でございますけれども、平成29年度からの後期5年間の具体的な施策の検討と新たな課題へ対応するため、前期の5年の取り組みの検証を行いながら平成

29年1月に重点施策等の見直しを行いました。事業の実施状況につきましては、教育委員会内部での検討のほか、第三者によります評価機関として学識経験者、保護者等5人の委員で構成されます滝川市教育委員会の権限に属する事務の外部評価会議、これを設置してありまして、点検、評価を毎年行っており、現状の課題等を明らかにしながら、次年度以降の事業内容の改善を図っているところでございます。

計画の53事業が全て目標どおり成果を上げられるのかということでございますけれども、平成33年度までの計画期間中、特に重点的に取り組む事業を選定しておりますので、メリ張りのある事業展開を行うとともに、外部評価委員の意見なども踏まえ、改善を図りながら、子供たちにとってより充実した事業となるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 53の事業内容を全て進めていくことは、非常に大変なことなのかなとも思います。また、ご答弁の中で今後第三者委員会等々によって充実した内容、事業展開を進めていきたいということでございますが、1点、今教育推進計画につきまして第三者機関、外部評価会議等の意見、評価等を参考にしながら検証して事業内容を進めていくということでしたが、この第三者機関、外部評価委員というのは基本的にどのような資料に基づいてその事業を評価されているのか、教育委員会からの報告のみを参考にしてその53の事業を評価されているのかをお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 外部評価の関係でございます。

まず、委員さんには事前に資料を送付しまして、事業内容について理解を深めていただいております。また、会議当日でございますけれども、教育委員会で挙げております事業1点1点について進捗状況などについて詳細な説明を行い、委員さんからそれぞれ質疑、意見、助言などをいただいているところでございます。今ご質問にありましたように、こちらからの一方的な報告にならないように心がけておりますけれども、審査の過程では教育委員会の内部の評価、これにとらわれることなく第三者の視点からしっかりと議論をいただきながら、評価もいただいているところでございます。少なくとも形式的なものということにはなっていないことを申し添えます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 理解いたしました。

続きまして、2点目、これも第2期教育推進計画の中に含まれている内容かと思いますが、豊かな人間性の育成として、道徳教育、また心の教育推進事業などが挙げられております。教育委員会としてこの心の教育、非常に難しい内容かとは思いますが、どのような教育という位置づけで考えられているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供たちの健やかな成長を支えるためには、知、徳、体のバランスのとれた一体的な教育が必要です。その一つである心の教育に関しましては、学校教育はもとより、地域社会全体で推進されるべきものと考えております。教育委員会といたしましては、自他の生命を大切に

する心や倫理観、規範意識など子供たちの道徳性を養い、他者との望ましいコミュニケーションを図り、円滑な人間関係を構築していくことができる資質、能力を育むことを心の教育と押さえ、各種事業や学校教育、社会教育の充実に努めているところでございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきました心の教育、道徳教育といたしますと、これは教育委員会、また学校現場等だけでできる内容だとは私は思っておりません。やはり今ご答弁であったように、地域社会全体でその倫理観、また規範意識などを養うものと私も考えております。道徳教育、また心の教育、これには定義はございませんが、今の子供たちを取り巻く地域社会の環境は大きく変化してきております。そこで、私は養わなければならない、例えば思いやりの精神だとか、また生命の尊重、規範意識や社会性など、その指導は日々の家庭や大人社会の生活の中にその指導場面があると考えております。そこで、学校、教育委員会だけの指導には限界があると私は考えておりますので、例えば家庭の役割、学校の役割というのを明確にし、そして保護者に対してその責任等々を理解していただくような、家庭に対してもその道徳、心の教育の推進等々を働きかけていくということについてのお考えはどうでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供たちの豊かな心を育む上で、ご指摘いただきましたように学校、家庭、それぞれの立場で担うべき役割はあるものと認識しております。そうした点につきましてこれまでも家庭への啓発に取り組んできたところですが、引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。ただ、子供たちの豊かな教育を育む観点からは、子供を取り巻くさまざまな立場の大人が互いの役割を認識しつつ、一体となって子供と向き合っていくことが重要であると考えております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、続きまして3点目、心の教育推進事業として、具体的にどのような教育事業が行われているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供たちの問題行動の背景は多様化、複雑化しており、心の教育の推進には学校教育にかかわる専門的スタッフがチームとなって対応することが重要になっております。同時に子供たちに寄り添い、じっくりと心の声に耳を傾けることが重要です。心の教育の推進事業につきましては、1つ目としましていじめなど子供たちの問題行動の実態把握と早期発見、早期対応、2つ目としまして教育相談体制確立と未然防止のための情報共有を狙いとして推進しております。具体的には、次の3点、1つ目としまして年2回のいじめ実態把握アンケートの実施と子供たちとの教育相談、2つ目としましてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の教育支援スタッフの積極的活用、3つ目としまして教育・いじめ相談24時間電話等による問題の早期発見、対応と相談窓口の周知に取り組んでいるところでございます。

また、子供の豊かな心を育むために、道徳教育推進事業により事業を通して子供の心を耕す取り組みや絆づくり成果交流会を開催して、いじめ根絶、仲間づくりへの意識を高める取り組みも推進

しております。

以上でございます。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁の中で学校教育にかかわる専門的なスタッフ等々によつての指導がなされているというご答弁でございました。確かに子供たちの心の相談や問題行動、こういったものを未然に防ぐという取り組みが大切な事業だと私も考えておりますが、先ほど申し上げましたように心の教育というのは私たちの日々の生活の中からされていくものだと。私自身も同じように日々の生活の中から学んでいくことが多いわけでございます。

そこで、子供たちが一日の大半というのはやはり学校という現場で生活を過ごすわけです。そこで、学校現場において、では具体的にどのような取り組みができるのだろうか。私なりにもいろいろ考えてみましたが、一つのご提案というのをさせていただこうと思います。例えば子供たちが生活をする学校現場において学校給食の時間というのがございます。学校給食というのは、年間にすると約180日間ぐらい、45分から50分の給食時間ということを考えてとかなり大きな時間が先生と生徒が向かい合っている時間ということになります。そこで、心の教育の中において給食をいただくときに、多分いただきます、そして終わったときにはごちそうさまという挨拶というか、言葉が発せられるかと思いますが、そこでその給食の時間のときに学校の先生の労を費やすことなく、例えばいただきますの前に学校給食の食材、これが提供、子供たちの口に入るまでの時間にどれだけの人たちに感謝をしなければならないものが含まれているか、それをつくってくれた農家の方々、それを食材をつくっていただいた給食のおばさんと言っていいのでしょうか、給食をつくっていただく方、搬入していただく方、そういった方がいるわけです。であれば、ただ単純にいただきますではなくて、何々にきょうは感謝していただきますというような挨拶を学校の先生がみずから給食の時間にすると。そういったようなことは今までは多分されていないと思うのですが、そういったことは簡単なことなので、できないでしょうか。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供たちの豊かな心を育むための指導場面は、議員ご指摘のとおり日常生活におけるさまざまな瞬間に存在していると認識しております。学校生活におきましては、給食時間はもとより、給食時間以外にも清掃時間など多様な指導場面があると考えます。各学校におきましては、学校生活全体を通じて豊かな心を育む取り組みが行われているとは思いますが、改めて今のご意見を踏まえ、学校生活全体を通じた心の教育の一層の充実を図るよう取り組んでまいりたいと思います。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 ぜひひとつ参考にしていただきたいと思います。

続きまして、大きな2点目、基礎学力の定着についてをお尋ねいたします。北海道、また滝川もそうですが、小中学生の学力が低いと言われております。このような現状の中において、家庭学習不足などが挙げられておりますが、教育委員会の見解と今後の学力向上に向けての取り組みについてどう考えられているのかお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供たちがみずからの力で未来を切り開いていくための知識や知恵、それらを活用する力など学力は多面的、多角的な観点から分析されるべき重要な要素と考えます。そうした観点の一つである今年度の全国学力・学習状況調査結果からは、本市の子供たちの平均正答率の上昇など一定の成果が見られた一方、家庭学習の時間、量が十分ではないという課題も浮き彫りとなりました。家庭学習の充実、やはり各家庭のご理解、ご協力なしには成立しません。そのため各学校におきましては、こうした状況を積極的に発信することを通して家庭学習の大切さをご理解いただき、子供への働きかけを行っていただけるよう粘り強く呼びかける必要があります。そうした家庭学習の充実に向けた働きかけとあわせ、各学校における授業改善の推進や放課後等の学習機会の提供により子供たちのさらなる学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今ご答弁いただきましたが、家庭学習の重要性とか、またこれは家庭での問題ですので、なかなか学校現場で指導するには限界が出てくるのかなと思います。

そこで、学力が低い北海道と言われております。私が思う学力が低い要因、原因というのは、やはりこれは地域的な問題が大きいのだろうなと思います。その地域的な問題というのは、大都市圏に比べると、まず競争がないという事実です。そうすると、競争がないということになりますと結局そこで上のほうを目指すということもない。そうすると、平均より基礎学力が低い子供が多く生まれてくるということにつながってくるのではないかと思います。そこで、競争という言葉を私今まで使ってきたことがございますが、教育委員会の見解、今までは競争といいますと過度な競争を生むとかいうようなご答弁いただいておりますけれども、この競争、例えば私が小学校のころは学校内で競争があります。小学校の低学年からあります。例えばこんなことがあります。九九というのが、小学校2年生ぐらいで掛け算のあれが出てきます。そうすると、学校の担当の先生が級を定めるのです。毎回朝のホームルームの時間とか言わされて、何段まで言えたということになるとおまえは何級だよと。もう教室の中に名前と級のところ全部張り出されるわけ、小学校の低学年から。そのような例があったという私の経験ですが、競争を生むということに関しての考え方をお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご指摘いただいたように、小学校の低学年の掛け算、九九などいろいろ友達と競争しながら、互いに切磋琢磨し合いながらみずからの持つ力を高めていくことは、学力向上におきましても望ましいことであろうと考えますし、そういう場面も時々にあるのではないかと思います。しかし、単純な数値比較による競争による、そういうようなことになると、地域、学校、個人の序列化、選別につながり、過度な競争が生じるおそれを有しております。文部科学省からも全国学力・学習状況調査結果の取り扱いにかかわって、序列化や過度な競争が生じるおそれがあることに配慮するよう指摘されており、過度な競争を生むことは好ましくないと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 過度な競争がどの程度が過度なのかというのは私もわかりませんが、先生方の工夫なのだろうと思います。よろしくお願ひいたします。

続きまして、2点目、学習意欲を支え、学習習慣の定着を図るために外部人材活用の充実を考えられているようですが、他市町村のような民間教育機関からの人材活用も検討されるお考えはないのかをお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 外部人材につきましては、現在学校支援地域本部事業など道教委事業を活用し、指導者の確保に努めております。また、学びサポーターも放課後等に子供の学習指導を行い、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図る取り組みを行っております。さらに、國學院大學北海道短期大学の学生ボランティアによる学習サポートを得るなど、独自で指導人材の確保に努めている学校もあります。こうした状況から、学習塾など民間教育機関からの人材確保や活用につきまして現段階での実施は考えておりません。ただ、既に民間教育機関を活用した学習機会の提供を行っている自治体の成果につきましては注視しながら、その効果を見きわめていきたいと考えています。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 今のご答弁では、学校支援地域本部事業など道教委の事業を活用した指導者の確保に努めたいというご答弁の反面、民間教育からの人材は考えていないというご答弁でございますが、人材確保に努めたいのだけれども、民間教育機関からは考えていないというのはちょっと矛盾があるのかなど。民間教育機関のどこがおかしいのかなど。民間教育機関というのは、例えば國學院の学生よりもはるかに学習指導に関してのノウハウを持っております。メリットは大きいのではないかと思います。まずその点再度見解をお尋ねいたします。

また、今ご答弁で民間教育機関といえば学習塾というのが一般的で、私ももう3年ほど前に廃業しましたけれども、通常学習塾、民間教育機関というのは学費というのが年間30万円から60万円と言われております。また、高等部になってくるともう100万円を超えるような大きな金額なわけでございます。そういったところに通えない、行けないという子供たちもいるかと思うのです。そういった意味で、例えば民間の教育機関の方で、財政的に厳しいのであればボランティアをしてもらえないとか、お願いすればしてくれるようなところもあるのではないかと思います。お考えをお尋ねします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 学習塾などの民間教育機関における学習指導には、学校教育での学習指導とはまた違った視点からの指導のノウハウがあるものと考えております。そして、その中には学校での指導に生かすことができる面もあるものと思います。ただ、滝川市内全ての子供たちにでき得る限り多くの放課後学習機会を提供することを大切にし、現在のスタイルをいかに充実させていくかという観点から取り組みを進めていきたいと考えております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 他市町村のこともございますので、今後検討していただきたいなと思います。

続きまして、大きな3点目、外国語・国際理解教育についてお尋ねいたします。まず、1点目は、

A L Tの活用実態と雇用計画等について、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 A L Tについてのご質問でございます。

市内の小中学校及び滝川西高等学校におきましてA L Tを活用しております、小中学校では5名のA L Tを雇用しております。市内4校の中学校にそれぞれ配属し、そこから小学校の授業に向向しております。また、西高等学校におきましては2名のA L Tを雇用しております。採用に当たりましては、これは議員もご承知のとおり自治体国際化協会が実施しますJ E Tプログラムにより招致をし、任用規約に基づきながら1年ごとに雇用契約を締結しており、任用期間が最長5年間に至るまでの再任用が認められているところでございます。勤務条件などは、任用契約で定められておりますけれども、1週間の勤務時間は休憩時間を除いた35時間とされているほか、職務の内容、報酬額など服務上の規定が定められているところでございます。

勤務実態といたしましては、小中学校の英語授業においては小学校高学年で実施する英語授業のおおむね100パーセント、中学校で実施する授業のおおむね50パーセントにA L Tが参加して授業を行っております。1日の授業時数は小中学校でおおむね3時間となっており、西高等学校においても同様となっております。また、このほかにも滝川西高等学校におきましては、授業のほかにも短期留学生ですとか、英語部などに語学の指導なども行っておりますし、校内行事へも参加をいただいているところでございます。また、滝川の国際交流協会が主催します語学指導ですとか各種イベントにつきましてもA L Tが可能な限り参加をして、交流を深めているという状況でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 A L Tの活用については、今ご答弁で大体理解しましたが、まだまだ中身のある活用の仕方ができるのではないかということから、数点お尋ねしたいと思います。

まず、1点目は、A L Tの職務内容につきましてはわかりましたが、服務上の規定という言葉が出てきましたが、服務上の規定というのはどのような規定になっているのか、A L Tとしてだけでなく活用ができないのか、その服務内容についてお尋ねいたします。

そしてまた、A L Tの活用実態として、通常学校があるときに1日3時間、多分マックスで見ても4時間あるかないかだと思うのですが、それ以外の時間があいているわけです。そうすると、多分教材研究等々されているのかなと思いますが、特に長期の夏休みの期間、冬休みの期間、A L Tは今国際交流とのイベント等にも参加をするということですが、夏休み20日間以上あるわけです。冬休みもあるわけですが、びっちりかかわっているわけではないと思うのです。そうすると、その期間の活用はどのようになっているのか。

そして、もう一点は、語学を習得するということのA L Tの活用ですから、例えば朝8時半ぐらいから勤務に入るかと思うのですけれども、1時間目、2時間目授業がないときもあると思うのです。そうすると、別に8時半から出勤させる必要もなく、9時半から、または10時からの出勤でいいよと。そのかわり終わる時間は5時半ぐらいになるかもしれない。そのときに学校が終わった後の活用の仕方として、例えば部活などに参加させるとか、そういったことは服務上の規定では

できないのか、その点をお尋ねいたします。

○議 長 教育部長。

○教育部長 ただいまいろいろご提案がありましたけれども、まず雇用契約というものがあ
りまして、ALT、外国語指導助手という立場でございますので、あくまでも学校において英語指導
をするということで、今ありました部活動等々、それらについては今服務規程手元にござ
いませ
んけれども、それは契約の中には入っていないのでないかなと私は認識しております。授業時間ではな
くさまざまな機会を捉えてALTが児童生徒と英語で触れ合うこと、また英語学習に対する意欲の
向上というものは、この思いというのは私たちも同じでございます。例えば中学校ではイングリ
ッシュルームというのを設けております。ALTが休み時間ですとか放課後に在室をしております
ので、生徒は気軽に英語で会話することができるようになっていたり、長期休業期間中にはイングリ
ッシュ・デイキャンプというものが、これは教育委員会の事業でありますけれども、ALTが主体
となってそれを切り盛りするというようなことになっております。ですから、規約以外の部分でも
ALTは可能な限り協力はいただいているというふうに思っております。今後におきましても小学
校高学年におきます英語の教科化等によりまして、児童生徒への英語への興味、関心、これを向上
させることが重要になってきていると考えておりますので、ALTと児童生徒が英語を使ってコミ
ュニケーションを図る機会づくり、これらについては私たちも大いに進めていきたいというふう
に考えておりますけれども、勤務時間のスライドによります部活動への参加などにつきましては、西
高でALTが英語部の指導に当たっているという事例はございますけれども、小中学校では配属さ
れた中学校だけではなく、担当する小学校での授業のために移動時間ですとか、教材準備の時間
を含めまして35時間というふうにしてしております。恒常的に勤務時間を変更して授業以外の業務に当
たるということを定例的に決めるということは、現在の授業時数確保の点からは少し難しいのかな
というふうに思いますけれども、今のご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

○議 長 関藤議員。

○関藤議員 語学の習得ですから、なかなか私たちも授業を受けたからすぐできるようになるとい
うものではなくて、これもやはり日々触れ合いの生活の中で外国人と触れ合っていくことで語学
というのができてくるのかなと。

そんな中で、2点目をお尋ねいたします。市長は、そういった中で国際田園都市づくりというの
を公約の一つに挙げられております。本市における英語指導について、文科省が示す時数だけでは
なく新たな取り組み、新たな取り組みというのはどういった形でもいいのですが、学校現場だけ
で文科省が示した35時間だとか何時間だとかということだけではなくて、滝川市としてこんな取
組みができないだろうかというようなお考えについてお尋ねいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご提案いただいた新たな取り組みについてでございますが、ALTの
活用実態としましては、日常の授業での指導や教材研究に充てる時間で任用規約の範囲時間のほと
んどが占められております。また、次年度からの小学校外国語先行実施に伴い、時間的余裕はさら
に厳しいものになることが予想されます。そうした状況を鑑みますと、さらなる新たな取り組みを

実施することは難しいのが現状となっております。しかし、現在も放課後等の時間を活用した学習指導や英会話など、ALTによる子供たちへの指導や積極的なかかわりの場を設ける取り組みが行われております。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 私ここで聞きたいのは、ALTの時間数がどうのこうのではなくて、教育委員会として音頭をとって滝川市全体として英語指導に当たる新たな取り組みが何かできないのかということで、例えばTOEICという試験がございます。10年ほど前は、日本と韓国というのはその平均点が約570点程度で、同点数程度。ところが、10年たった今、日本は変わらない。韓国は100点オーバーしまして、今は660点ぐらいが平均だと言われています。韓国は、やはり英語に非常に力を入れておまして、例えばパジュキャンプという英語村がございます。これは、村で英語を強くしようという取り組みで取り組んだところで、年間数万人という子供たちがここを訪れます。実は私も教え子がここに行ったことあるのですが、もう大規模な取り組みをされております。田園都市滝川という名前を使っているからには、何かこんな取り組み、町を挙げた取り組みが教育委員会が中心となってできないのかなと思っておりますが、田園都市滝川という公約に挙げられている市長なんかご答弁いただければ、私のこんな理想があるのだけれどもという理想についてもしご答弁いただけるのであれば。

○議長 市長。

○市長 それでは、関藤議員のご質問にお答えします。

国際田園都市を目指すというのは、公約ではございません。目指す都市像として私が掲げたものでございます。そして、私も国際交流協会の会長を長くさせていただきまして、英語教育というのは非常に興味も高うございます。そういう意味では、今中学生の皆さん方に英検のほうを受けていただいて、非常に興味を持っていただいているということもございまして、それらを続けていくことによって、TOEICとか、そういうところまでいけばすばらしいのでしょうけれども、なかなか今の現状では難しい状況だと思いますので、今後とも教育委員会と相談しながら、新たに英語教育に興味を持っていただけるような政策等を検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 関藤議員。

○関藤議員 それでは、ALTの質問の最後になりますが、先ほどから時数が小学校3年生、4年生にもおりてきて、なかなか新たな時間をとるのが難しいということで、この外国青年の新たな雇用についてでございますが、ここでお聞きしたいのはJETプログラム、今小中学校で5人という配置でございますが、このJETプログラム等については雇用の人数等々をもう制限されているのかということも含めまして、新たな外国青年の雇用というのは検討されていないのかをお尋ねいたします。

○議長 教育部長。

○教育部長 JETプログラム以外でのというご質問でございますけれども、まず人数の制限であ

りますけれども、JETプログラムによります招致しているALTにつきましては1市町村当たりの任用人数に制限は設けられておりません。それと、現在本市に招致しておりますALTにつきましては全てJETプログラムを活用しており、雇用に係る経費は市が負担しておりますけれども、普通交付税で相当分が措置される仕組みとなっております。また、市内児童生徒の英語力向上に向けてALTを活用しましたイングリッシュ・デイキャンプを長期休業期間中に実施するなど、学校以外で英語に触れる機会の充実も図っているところでございます。

このようなことから、教育委員会といたしましては、小中学校における英語教育を目的として外国青年を新たに雇用し、ALT以外の業務を実施することにつきましては人件費の新たな負担が伴うほか、今後小学校高学年での英語の教科化、中学年での必修化に向けてALTの雇用人数の増加についても検討が必要になることから、現時点におきましていわゆるノンJETという部分での雇用をする予定は考えておりません。

以上です。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 次年度から小学校3年生、4年生には授業が35時間というのがそれぞれ入ってきて、5、6年生は授業化になってくるわけですがけれども、これらの授業を全部賄うには5人で十分足りるということの認識でよろしいですか。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今の小学校でおおむね100パーセント、中学校でおおむね50パーセントというところを維持しようとする、5名ではなかなか難しいのかなというのが教育委員会の思っている認識でございます。だから、それに向けて今予算編成途中でありますけれども、どうするかということは今後考えていかなければいけないということです。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 今5名では3年生、4年生までおりてくるとちょっと厳しくなるのかなということで、ALT以外の授業での活用はないというのは理解します。では、ALTとして3年生、4年生まで充実させて、さらに中学生は50パーセント程度の活用だということですので、JETであれば交付税で約480万円程度が措置されるのかなということですので、JETとして新たに2名なりというのを採用するというお考えはないのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 今480万円というのがありましたけれども、交付税算定する上での基本となる金額でありますけれども、それにさまざまな調整率ですとか掛けられますので、満額入ってくるわけではございません。一定程度市としての持ち出しがあるということでもありますから、例えば100パーセント措置されるということであれば、これはふやしていきましようということになりますけれども、一定程度持ち出しがございますので、それについてはやはり慎重に検討しなければいけないというふうに考えております。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 理解いたしました。

続きまして、最後の質問になります。大きな4番目としまして、特別支援教育についてお尋ねいたします。特別支援教育の充実を図るため、児童生徒、また保護者に対し現在どのような支援体制がとられているのか、特に保護者に対してのサポート体制はどのようにとられているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 特別支援学級は、障がい児による少人数の学級編制となっており、個に応じた支援を行いやすい体制となっております。しかし、障がいの程度は子供によってさまざまであり、よりきめ細やかな支援を行うために市独自に特別支援学級支援員を配置し、子供や保護者の教育的ニーズに応える体制をとっております。

先ほどご指摘いただきました保護者サポートといたしましては、教育委員会による保護者からの相談対応を随時行い、困り感を把握し、対応に努めております。さらに、就学前のお子さんを持つ保護者の方へは学校施設見学や教職員との面談設定により不安や悩みの解消を行っております。また、養護学校やこども発達支援センター等の関係機関との連携を強化し、保護者の多様な悩みに応えることが可能な体制をとっております。

以上でございます。

○議長 長 関藤議員。

○関藤議員 この特別支援に関しましては、本市では60名以上の生徒がその対象になっているということで資料が出ておりますが、特別支援を要するか否かという、この判断なのですが、60名いるというのは私もちょっとびっくりしたのですが、この判断というのはどのようにされているのか、そしてまた支援を必要とすると判断された保護者に対してはそれをどのように説明をされているのか、1点目お尋ねいたします。

もう一点は、やはり専門機関との連携で教育的ニーズに応える体制をとっているというご答弁をいただきました。それはそれで大変重要なことだと思っておりますが、やはり直接かかわっていく先生方、教職員もそれなりの知識を持たなければならないのではないかなと思うのです。そこで、教職員に対して特別支援教育についての研修というのは特に行われているのかお尋ねいたします。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 まず、1つ目のご質問です。特別支援を要するか否かの判断と保護者に対しての説明ということですけれども、6月から12月の7カ月間にわたって小中学校の特別支援学級担当教諭等で構成されている滝川市教育支援委員会議総合専門部会において、子供の発達検査の結果、医師からの診断、子供や保護者との面談等を踏まえ、専門的見地から望ましい就学の場の検討と判断を行っております。その結果、特別支援学校や特別支援学級において指導、支援を受けることが望ましいとされたお子さんの保護者へは、12月に行っております教育委員会との教育相談の場で説明をさせていただいております。その際、保護者の方の思いや願い、不安等にしっかりと寄り添いながら、就学の場について合意形成を図っております。

2つ目のご質問です。教職員の研修ということでお答えしたいと思います。専門的な支援を必要とする児童生徒への指導、支援のあり方につきましては、道教委等が作成されている資料を用いた

り、それから特別支援学校から講師を招いたりしての研修が各学校において行われております。また、保護者との向き合い方につきましては、主に特別支援学級の担任が北海道立特別支援教育センター等の研修を受け、理解を深めているところでございます。

○関藤議員 ありがとうございました。終わります。

○議長 以上をもちまして関藤議員の質問を終了いたします。

安樂議員の発言を許します。安樂議員。

○安樂議員 それでは、通告に従いまして質問を行います。

◎ 1、歳入対策

1、ふるさと納税推進事業について

まず、1件目の歳入対策、ふるさと納税の推進事業について質問いたします。ふるさと納税については、財政健全化計画を進める本市にとって言うまでもなく貴重な歳入だと考えております。そこで、平成29年度の現時点での寄附金額と今後、年度末の見通しについて伺います。

○議長 長 安樂議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 本年12月10日までの状況について申し上げます。

寄附件数は3,478件、寄附額は1億48万2,000円となっており、昨年同期比では件数で131件、寄附額で2,679万3,000円のプラスとなっているところでございます。今後の見通しにつきましては、現在の推移が対前年136パーセントとなっていることから、このまま推移した場合、当初目標どおりの1億5,000万円の到達も可能ではありますが、年間を通して12月が寄附件数、金額とも一番多いことから、その推移を見ることとしているところでございます。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 ただいまのご答弁で昨年比136パーセントと非常に寄附金額が順調に伸びているということで安堵いたしました。

そこで、再質問しますが、現時点での一番人気の返礼品は何か、また次年度以降新たな返礼品を検討しているか、または開発に着手しているのか伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 同じく本年12月10日までの上位3商品をカテゴリー別で申し上げますと、まず1位がジンギスカンです。2位がお米、3位が野菜類というふうになってございます。

次年度以降の新たな返礼品の検討または開発に着手しているかというご質問でございますが、新商品の開発につきましては一年を通じて出品事業者へ随時依頼をしているところであり、引き続き新商品開発の啓発活動をしていくとともに、新商品完成後はできるだけ早くふるさと納税サイトへ掲載するように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 安樂議員。

○安樂議員 一番人気がジンギスカンということで、次はお米と。米については、非常に本州の方からも滝川の米はおいしいというご意見はいただいております。新しい商品を開発するというところで、みんなで知恵を絞って、やっぱり一番人気を超えるような返礼品の開発が必要ではないかというふうに思うわけですが、その辺をお願いして、次の要旨に移ります。

ことし10月の21日に東京都の國學院大學で実施したホームカミングデーでのふるさと納税のPRキャンペーンに私自身参加させていただきました。来客者の感触も非常によく、一定の効果はあったものと考えます。また、翌日に実施した千葉県海ほたるパーキングエリアでのキャンペーンも好評だったというふうに聞いております。厳しい財政運営をしている本市にとって、自主財源確保は極めて重要であり、次年度以降も同種キャンペーンを継続すべきだと私は思いますが、市のお考えをお伺いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず、冒頭安樂議員を初め複数の議員の皆様にはPRキャンペーンにご参加、応援をいただきましたことについてお礼を申し上げたいというふうに思います。

昨年に続きふるさと発展推進会議で企画し、実施したふるさと納税首都圏PR事業について、本年は10月21日に開かれました國學院大學ホームカミングデーの会場にてふるさと納税PRを実施してきました。会場では、滝川市と國學院大學の関係を話ししながらアイガモ鍋の試食を手渡すと、多くの方が好意的に話を聞いてくださり、ふるさと納税パンフレットにも興味を持っていただくことができました。予定していたアイガモ鍋800食分が完食する盛況ぶり、一定のPR効果はあったものと考えております。

また、22日には千葉県にあります海ほたるパーキングエリアにおいて来場者にジンギスカンを振る舞い、同様にPRしてきたところですが、来場者は首都圏域ばかりではなく、他県からツアーバスで来られた方などにも幅広くPRすることができたことや来場者が後を絶たず、予定していたジンギスカン50キログラム、1,750食も完食となるなど、この日も大盛況でふるさと納税PR事業を実施する場所としては首都圏でも最高の場所であったというふうに実感しているところでございます。

今年度につきましては、先ほども申し上げましたとおり昨年の寄附額を上回る状況となっており、目標の1億5,000万円に近づいてきております。これまでの取り組みが功を奏してきているのは確かであり、その中でも首都圏PR事業は重要な取り組みの一つであるというふうに認識しておりますので、今後も継続して発展していくように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 ふるさとチョイスですか、それのみではなく、やっぱり市の職員なり人の多いところに出て行ってPRするというのは非常に効果があるのかなというふうに思っています。ぜひ来年も頑張ってくださいと思います。

◎ 2、保健福祉行政

1、介護保険事業計画について

次の質問に移ります。2件目の保健福祉行政、介護保険事業計画について質問いたします。平成29年度末で第6期介護保険事業計画での事業が終了し、30年度から新たに第7期介護保険事業計画による事業が開始されるわけでありますが、新計画策定に当たって現在の進捗状況と第6期計画との相違点について伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間といたします第7期滝川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に当たりましては、滝川市保健医療福祉推進市民会議において6月から計画内容の審議を行っていただいております。来月中をめどに市へ検討結果の答申をいただくことを予定しております。

第6期計画につきましては、団塊の世代の方が75歳に到達する2025年、平成37年を見据え、地域包括ケアシステムの構築の実現に向けた中長期的な計画としてスタートいたしました。第7期計画におきましてもその中長期的な計画の2期目の計画として地域包括ケアシステムの構築の深化、推進ということで引き続き取り組むことが国の指針などにおいても示されているところです。したがって、第6期計画と大きな方針についての変更はございませんが、第7期計画においては介護予防との取り組みの推進、地域における支え合いの仕組みの整理、介護保険料増の抑制などの市民負担の軽減などを優先課題として取り組むとして、市民会議において議論されているところであります。

○議長 長 安楽議員。

○安楽議員 再質問いたしますが、今第7期計画の優先課題ということで3点ご答弁いただきましたが、最後、介護保険料増の抑制などの市民負担の軽減ということがありました。介護保険料については、上がる見込みなのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 介護保険料につきましては、高齢者の増加による介護サービスの利用の増、また介護保険給付の自然増が見込まれています。そのほか第6期計画において各種施設等の整備が進んだことから、その影響により給付費の増加が見込まれているところであります。結果として、介護保険料額が上昇するという見込みで見込んでおります。

○議長 長 安楽議員。

○安楽議員 介護保険料が上がる見込みというご答弁をいただきましたが、低所得者への対応や高齢者への周知というのが非常に大事だというふうに思います。

そこで、2点質問いたします。1点目は、介護保険料の増額に伴い、低所得者に対する配慮は何か検討されているのか。2点目については、介護保険の対象となる65歳以上の高齢者への周知、いつどのような手段で行うことを予定されているのか伺います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 現時点では、計画の策定中であり、決定している内容ではございませんが、基金

の投入による介護保険料増額の軽減について検討してまいりたいと考えているところであります。

また、周知といたしましては、2月に計画案のパブリックコメントとあわせて市民説明会の開催を予定しているほか、第6期計画策定時と同様に広報たきかわ6月号配布時、高齢者の保健・福祉・介護サービス利用の手引きの全戸配布、市ホームページへの掲載などにより第7期計画の周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長 安楽議員。

◎3、スポーツ振興

1、ソフトテニスコートの改修について

○安楽議員 次の質問に移ります。

3件目のスポーツ振興、ソフトテニスコートの改修について質問いたします。現在滝の川運動公園に設置されているソフトテニスコートは、小学生から高齢者まで幅広い市民が利用し、滝川市体育協会が把握している利用者数だけでも過去平均で年間延べ1万6,300人ほど利用しております。同公園内の屋外施設では、突出して利用者が多いわけでありまして。しかしながら、本施設は最初の4面が造成されてから44年、あとの4面が造成されてから38年経過しており、コート及び附属設備が著しく劣化しており、水はけが悪い、フェンスが腐食していて危ないなどの問題点を抱えています。

また、現在のテニスコートの主流は、荒天時でも使用できる砂入り人工芝かガーネットクレーであり、本市所在の中学校または高校が中体連や高体連の当番校になった場合、現状の施設では試合ができないため、近隣の砂川市、深川市など他自治体の施設を借用して大会運営をしており、学校側と保護者の負担が増大しているというふう聞いております。11月30日には、滝川市ソフトテニス連盟から市に対して改修に関する要望書も提出されており、幅広い市民の健康増進、全道、全国に羽ばたく選手の育成、そして中大規模大会招致による本市の経済の活性化を考えたとき、できるだけ早い段階での改修が必要だと思っておりますが、市のお考えを伺います。

○議長 長 教育部長。

○教育部長 テニスコートの改修の関係でございますけれども、状況は今議員からご指摘があったとおり昭和48年に4面を新設し、昭和54年に4面増設ということで、それ以降コートの抜本的な改修は一切行われず、40年が経過しております。改修の必要性、優先度合いというものは、教育委員会としましては非常に高い施設であるというふうに認識をしております。

また、江部乙中学校以外の中学校3校にはテニスコートを整備していないこともあり、当該テニスコートは部活動での利用頻度が高いというようなこともありますけれども、その反面、天候などの関係もありますけれども、多くの利用者にご不便をおかけしているという状況にありまして、改修についてのご要望もいただいているところでもございます。改修につきましては、財政的な面で財源確保ということも含めまして、市全体の政策の中で協議を進め、なるべく早期に実現できるように進めてまいりたいと、このように考えております。

○議 長 安樂議員。

○安樂議員 テニスコートを抜本的に改修をするということになれば、多くの費用が当然かかります。本市の財政状況が厳しいこと、また他の事業との兼ね合いなどハードルは高いと思いますが、私はやっぱり優先順位を上げて検討すべき事項だというふうに考えています。最後に、市長のお考えを伺いたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの安樂議員のご質問でございますけれども、施設環境の悪化度合いということとは私も十分認識しているところでございます。非常に悪く、改修の必要性は感じております。利用者の皆さんに大変ご不便をおかけしているということは、本当に申しわけなく思う次第であります。

優先順位が高いということは、先ほど田中教育部長がお答えしたとおり、教育委員会と私は全く同じ考えでございました。かなり高いものであるという認識を共通のものとしているところであります。改修事業につきましては、何とか行いたいということは何年も前から考えていたわけでございます。しかしながら、なかなか実施に至っていなかったということでございます。このたびソフトテニス連盟等の要望もございまして、かなり大幅な改修をご要望いただいたわけでございます。予算的にもかなり金額的にも高いものでございますから、厳しい財政状況の中でございますけれども、事業実施に向けて具体的に検討を始めてまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解とご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上です。

○安樂議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして安樂議員の質問を終了いたします。

荒木議員の発言を許します。荒木議員。

○荒木議員 通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、土木行政

- 1、街路樹の管理について
- 2、今後の街路樹維持について
- 3、公園の管理について

まず、1点目の土木行政の1、街路樹の管理についてということで、市内街路樹の本数と1年間の管理に要する経費はどれくらいかを伺います。

○議 長 荒木議員の質問に対する答弁を求めます。建設部次長。

○建設部次長 ご質問にお答えさせていただきます。

滝川市内にある街路樹の総本数は、高木、低木を合わせまして約6,700本でございます。その街路樹の管理に要する経費といたしましては、年間を通して行う維持管理業務、剪定作業を行う業務、剪定した枝の処理に要する費用を合わせまして年間約900万円でございます。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 今市内で6, 700本というのが余りびんどこないというか、多いのか、少ないのかちょっとわかりませんし、意外に金額がかかっていないなという印象であります。次の質問に入ります。

今後の街路樹維持についてということで質問させていただきますが、イチョウやプラタナスなどの街路樹、現在植えられているものです。植えてからも数十年が経過をし、大きく成長したのも老木というか、成木というか、そういうものだというふうに認識をしています。実は、私は個人的な意見は持っているのですが、ちょっとバックボーンが欲しかったので、私が居住している関係の東1号通というところが1キロ超のところに両サイド220本ぐらい立ってしまっていて、非常に多い地域なのですが、そこでランダムに聞き取りをしました。最終的には21件ぐらい聞いたのですが、街路樹なんか要らないというのはゼロです。細かい意見がその3行目以降なのですが、市民の意見の中には信号機が見にくい場所がある。かぶるということです。それから、電線に支障はないのだろうか、あるいは秋になると落ち葉の処理が大変などという意外に否定的な意見がございました。今後あるいは近い将来というのか、観点から間引きや若い木への植えかえなどのお考えがあるのかを伺います。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 市内にある街路樹の多くは、街路事業あるいは道路事業の整備にあわせて植樹されたものでございます。東2号通のイチョウ並木や東1号通のプラタナスは、昭和50年代の初めに植樹されてから40年以上が経過し、現在ではそのほとんどの樹木が非常に大きく成長しております。そのような状況において、樹木の間引きや植えかえ等についてのご質問ですけれども、老木化や生育環境の悪化により倒木のおそれのある樹木については事故防止のため専門業者による点検の後に伐採を実施しておりますけれども、健全な状態で成長している樹木につきましては現在計画的な間引きや植えかえを行っておりません。しかしながら、健全に成長している樹木につきましてもいつか寿命がやってまいります。そのことを踏まえまして、将来並木として残していくべき路線を選定いたしまして、並木として残す路線につきましても伐採後の植えかえを行い、美しい景観を将来につなげていく必要があると考えております。

平成30年度に予定している緑の基本計画の改定の際には、並木として将来に残していくべき路線の選定、間引きや植えかえ等を含めた適正な街路樹の維持管理について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議 長 荒木議員。

○荒木議員 1点だけ確認をさせていただきます。

私が見る限り今の時期一番よくわかるというか、剪定をしていただいた後がよくわかるのですが、もう電線とか電話線、本当にぎりぎりのところまで幹が行っているのがありまして、仮にそういうものに支障が出た場合はどういう責任の所在になりますか。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 電線に支障がある場合の対応というご質問でございます。

市道上にある北電、NTT柱及び架設されている電線につきましては、占用許可物件として取り扱っております。街路樹を含めた道路附属物に支障がないよう管理することとされております。街路樹の生育による電線への影響については、占用者の管理責任において市の協議を行った後に街路樹の線形を考慮するなど、そういった条件を満たすことを条件として剪定による対応を許可しております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 ちょっとくどいようなのですが、確認です。NTT柱や北電柱が道路を占有許可を必要とするもので、街路樹は道路の一部というか、道路というふうに認識してよろしいですか。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 ただいま議員さんからお話あったとおり、北電、NTT柱については占用物でございます。植樹、街路樹につきましては、道路附属物という扱いでございますので、占用者のほうの北電、あとNTTさんのほうでそれぞれの施設を管理していただく、そういったこととなります。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 次の質問です。3番目の公園の管理についてということで、市内の公園数と1年間の管理に要する費用はどれくらいか、また今後例えばふやしていくのか、減らしていくのかも含めて、今後の方針について伺います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 滝川市内の公園数は68カ所あります。これらの公園に関する費用は、平成29年度の予算では清掃及び草刈り、公園樹木の剪定等の委託料のほか、消耗品、光熱水費、施設の破損等に対する修繕費並びに地域に管理を委ねている街区公園の管理に対する報償費を合わせると約3,300万円となっております。

今後の方針についてであります。厳しい財政状況の中、公園の維持管理に要するコストと施設数のバランスをどのように保持するのが課題となっております。将来的には、全ての公園に対し同じ水準の管理や維持は困難と予想されることから、例えば公園ごとの管理水準にメリハリをつけることや人口減少、高齢化社会の中で公園もほかの公共施設と同様にコンパクトなまちづくりを目指す上で機能移転や分散と集約化による適正な配置を図ることが必要と考えております。

これらの課題解決に向けまして、本年度より滝川市の緑化に関する上位計画であります緑の基本計画の見直しに着手いたしました。公園を含む緑がもたらす効用により都市の魅力向上や住民の余暇活動の場が将来にわたって確保されるようコストの縮減と適正な維持管理が計画的かつ継続的に図られるための施策を明らかにしていきたいと考えてございます。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 1点だけ伺います。

この質問の趣旨は、例えば公園というものを考えたときにお金がかかるだろうと。歳出がどれぐらいなのかなど。それを少しでも、例えば歳出を削れる余地はないのかなという意味で質問したのですが、公園の場合は地方交付税の措置がございますよね。細かい数字は結構なのですが、地方交付税の単位費用の中に、調べると個別算定経費の土木費の公園費、人口と都市公園の面積に基づいて算出をされる。細かいことは、ごめんなさい、わかりませんが、質問として伺いたいの数字は結構ですが、交付税の収入があつて3,300万円の支出があるので、要するに収支としてプラスなのかどうかということで結構ですが、現状もしわかれば。あるいはとんとんなのか、要するに減らせばいいというものではないということを確認したいのですが。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 公園が減ることで管理費は減ることになります。しかし、交付税措置の対象となる公園の面積も同じく減少することによりまして、管理費の財源である交付税も連動して減額されます。公園の減少が全ての面で財政支出抑制につながるものではございません。しかしながら、日常の維持管理の域を超えるような修繕を要する施設もあることから、施設整備を含めた大きな視点に立った場合には支出の抑制の効果が発生すると考えております。

以上です。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 単純に一般論では言えないということはわかりました。

◎2、教育行政

- 1、教職員の長時間労働について
- 2、教員サポートに関する新制度について
- 3、部活動指導員配置促進事業について

次の質問に参ります。2番目の教育行政ですが、その1、教職員の長時間労働についてということで、平成28年度の公立小中学校教員の勤務実態調査では中学校教諭の6割が国の示す過労死ラインを超えていると報告されています。この状況は、ここ数年、ここ四、五年と書いたのですが、私が実際にPTAの役員なんかをやっていたのは10年から15年前なので、そのころにも同じぐらいというか、本当に先生って忙しいのだなというふうに感じたものです。ところが、それがマスコミに取り上げられるようになったのが恐らくその四、五年という意味なのですが、四、五年で取り上げられる、顕著になったという、要するに取り上げられるという現象が起きているのですけれども、私は十数年前と余り変わらないのではないのかなという認識があります。授業や事前準備、生徒指導、会議や資料作成、クラブ顧問などが要因というふうに私は思いますが、特にここ数年で大きく変化している実態があるのかを伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

文部科学省が実施しました教員勤務実態調査につきましては、平成18年度の調査以来10年ぶ

りに実施されたものであるため、経年における詳細な推移については把握することはできません。文部科学省が公開しております平成28年度の勤務実態調査の結果によりますと、一般教諭で前回平成18年度の調査と比較して1日当たりの勤務時間が小学校では平日43分、土日49分、中学校では平日32分、土日1時間49分増加しているとの報告がされております。勤務時間数が増加している要因につきましては、10年前の調査時と比較して小中学校ともに学習指導要領の改訂に伴い授業時数が増となったことに起因して、授業準備に要する時間が増加しているほか、中学校におきましては土日における部活動が1時間4分の増となっていることなどが影響しているものと推察しております。

一方で、教員の長時間労働につきましてはここ数年で大きく増加したものではないと捉えておりますが、この10年間で学校が直面する課題が複雑化し、教員一人一人の負担が少しずつ増加しているものと認識しておりますので、今後教員勤務実態の把握に努めつつ、適切な負担軽減が図れるよう対応してまいりたいと存じます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 2番目の項目です。教員サポートに関する新制度についてということですが、文部科学省が平成30年度予算要求段階なのですけれども、教員の事務作業を代行するスクールサポートスタッフの配置を事業化がどうもされそうな状況です。事業予算規模としてそのときの資料を見ると15億円弱なのですけれども、配置予定数は3,600人となっておりますが、配置基準などの詳細等について教育委員会として現在どのような情報を持っているのか伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 文部科学省の平成30年度概算要求としまして、多彩な人材の参画による学校の教育力向上を目的として補習等のための指導員等派遣事業の一つとして、スクールサポートスタッフの配置が予算要求されております。本事業は、教員の深刻な長時間労働の解消に向けて教員の負担軽減を図ることを目的としており、教員業務支援として学習プリント等の印刷、授業準備の補助、採点業務の補助などを行うものとされています。現時点におきましては、予算要求段階にあることから文部科学省から具体的な配置基準等は示されておきませんが、仮に予算化された場合につきましても配置予定数が3,600人となっていることから、全ての学校に配置することは困難であると認識しております。また、スクールサポートスタッフを配置した場合の経費につきましては、国が事業費の3分の1程度を補助金として交付する制度が想定されているため、配置をする場合には一般財源による負担が伴うことが予想されております。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 では、関連もありますので、3番目に行きますが、同じく教員の負担軽減のための事業だというふうに思うのですけれども、部活動指導員配置促進事業というのがこの予算要求の中にも組み込まれています。部活動を担当する教員の支援策として同事業費が15億円強、対象とする想定人数が7,100人、これも同様に現在の幾ばくかの情報があれば把握しているか伺います。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 お答えいたします。

部活動指導員配置促進事業につきましても、文部科学省が平成30年度概算要求として予算要求しているところであります。本事業は、学校外から部活動指導員を配置することにより部活動指導に係る教員の負担を軽減し、教材研究や生徒と向き合う時間などを確保しようとするものであり、あわせて専門的な知識、技能を有する指導員の配置により部活動自体の質的な向上を目指して実施するものとされております。現時点におきましては、予算要求段階にありますことから文部科学省から具体的な配置基準等は示されておきませんが、市町村が公立中学校等に部活動指導員を配置した場合にその報酬、交通費等で支出した経費の3分の1ずつをそれぞれ国と北海道が補助金として実施自治体に交付することを想定されており、配置する場合には一般財源による負担が必要になるものと認識しております。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 最後に伺います。

これが実際に事業化された場合を想定した最後の質問なのですが、今2番目と3番目でご答弁いただいた、恐らく3分の1は市町村の単費になるだろうというふうに想像されますが、そうすると例えば3の部活動の事業だとよくいろいろ調べると1年目での計画で、4年計画で4年で2万8,000人ぐらいを全国の配置をする方針だそうなのですが、3分の1を負担してまで、要するに滝川市として、教育委員会として取り入れる事業というふうに、価値があるかどうかという、費用対効果というか、そういう現状の判断はどう感じますか、この国の事業に対して。

○議長 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまご指摘いただきました部活動指導員の配置、今後滝川市としてということでお話しされておりましたけれども、まず1つ目にこの指導員の配置事業は指導員を探すところからスタートになるかなというふうなところがございます。滝川市としてそれぞれのスポーツに関してその部活動指導員が適任とされている方がいらっしゃるかどうか、そういうような大きな問題があるかなというふうに思います。また、費用対効果ということで、先ほどご指摘いただいた教職員の長時間労働、こちらのほうの問題もございますので、その解消の一つの部分になるかなというふうには思いますが、一般財源の経費等もかかりますので、慎重に検討していく必要があるかなというふうに感じております。

以上でございます。

○議長 長 荒木議員。

○荒木議員 ずばり教育長にお答えをいただきたいのですが、単純にこれは検討に値する事業ですか。

○議長 長 教育長。

○教育長 検討に値するかどうかということであれば、検討には値すると思っております。ただ、内容が1校当たり、あるいは1時間単位とか、総額をどのように配分するかで捉え方が大きく変わってくると思います。大きくすれば当然価値が上がるのですけれども、その分単費の負担がふえると。逆に少な過ぎると本当に意味があるのかという部分も出てくると思うのです。ただ、捉え方と

して先ほど参事が申し上げたように、労働時間の関係でいけば効果が何がしか見えると思いますので、活用については検討はすべきというふうには思っています。効果は見えません。済みません。

○荒木議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして荒木議員の質問を終了いたします。

本日は少々早うございますが、この後の都合によりましてこの辺で休憩とさせていただきたいと思っております。再開も若干都合によりおくらせますが、1時15分の開会といたします。休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時13分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

一般質問を続行いたします。

渡邊議員の発言を許します。渡邊議員。

○渡邊議員 会派みどりの渡邊です。通告に従い、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、公共施設マネジメント計画について

2、滝川市「生涯活躍のまち」基本計画について

まず最初に、1件目、市長の基本姿勢、項目として公共施設マネジメント計画についてであります。いつも言っていますけれども、滝川市を取り巻く財政環境は大変厳しいものであると考えております。今後の人口減少等による公共施設のあり方については、2014年から2023年の10年計画で公共施設の対応を唱えております。ここでの質問においては、社会整備を除くという意味での質問であります。それにあわせて公共施設に対する利用、需要は変化していくものと考えております。質的、量的な適正化と安全、安心の確保に努め、持続可能な行政サービスの提供が求められますが、中長期的な視点のもとに更新、統廃合、長寿命化の分類を含め、ゆっくりとした計画の推進ではなくて、早急な取り組みが求められると考えております。市長のご見解をお伺いいたします。

○議 長 渡邊議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 公共施設マネジメント計画は、計画期間10年、平成25年から平成34年度までの10年間を集中取り組み期間としており、人口減少や少子高齢化が進む中で持続可能な公共施設運営を行っていくために必要とされる施設の機能は維持しながら、施設の複合化や集約化を進めることを基本に官民連携を進めることで将来の公共施設を質、量、コストの面から最適な形で維持管理を行っていくことを目的としております。これまでの間社会福祉施設群の滝川市社会福祉事業団への施設の一括譲渡を初め、まちづくりセンターの指定管理者制度の導入、スポーツ施設の耐震改修、未利用暫定施設の譲渡や解体など目に見える形で着実に進んでいるものがある一方、議員ご指摘の

とおりコミュニティセンターなど市民活動の拠点と位置づけられる施設の複合化、集約化につきましては慎重に検討を進めているものでございます。各施設の老朽度合いに応じた対応や利用者との調整など時間を要する部分もありますが、スピード感を持ちつつも市民の皆様の理解を得ながら丁寧に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 行政の進め方としては全然いいかなと。そこで、市民の理解を求めていくという中に、ただいま答弁の中にコストという部分に触れておりました。一番市民理解を得やすいのは、コストをきっちりと明確にすることが重要でないかなと思っています。各施設ごとにおける市民1人当たりのコストとか、1日当たりのコストとか、こういう部分の各施設のリストを作成するようなお考えをお持ちかどうか再質させていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 当然計画策定時におきましては、建物の状況あるいは修繕状況あるいは建設時の財源等のそういった資料につきましては内部資料としてデータを確認しながら、計画策定に至ったという経過がございます。ただ、ただいま議員がご質問の中でありました市民1人というよりは施設ですから利用者1人というカウントのほうが適切なのかもしれません、そういった利用者1人当たりの施設の維持管理コスト等につきましてはやはり一つの指標だというふうに考えておりますので、そういった視点も持ちつつ今後参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ランニングコスト、その施設それぞれに係る経費というのは当然違ってきて、ただ判断しやすいというのはあくまでもその施設に要する経費がどれくらいのコストになっているかという部分を明確にさせていただければと思います。

次、現状と課題等については既に整理、把握されておりますが、将来的な展望を考慮し、財源確保に向け公共施設適正管理にかかわる地方債の対象となる施設等を優先した事業展開を図るべきではないかと考えます。改めて市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 ご質問の中にごございました公共施設適正管理に係る地方債措置につきましては、一定の条件を満たすことにより公共施設の集約化、複合化、あるいはほかの用途への転用の際の改修費に充当できるほか、建物の除却についても起債の適用が可能となる有利な制度であると認識しているところでございます。具体的には、集約化、複合化事業につきましては起債充当率が90パーセント、交付税算入率が50パーセント、転用事業につきましては起債充当率が90パーセント、交付税算入率が30パーセント、除却事業につきましては起債充当率が90パーセントの事業債でございます。この事業債の使用期間が平成33年度までと限られた期間となっておりますが、議員のご指摘のとおり適用可能な案件につきましては積極的に活用していきたいというふうに考えております。財政健全化計画の進捗状況を見ながら、施設の必要性、緊急性、優先性を十分に勘案した上

でこの事業債を最大限活用しながら、引き続き施設に対する当市の選択と集中を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2項目め、滝川市「生涯活躍のまち」基本計画についてお伺いしたいと思います。

滝川市のまち・ひと・しごと創生総合戦略において生涯活躍のまち、滝川版C C R Cの推進を位置づけています。そこで、計画の背景としては、高齢者、障がい者など誰もが永く元気に暮らし、多様な交流や社会貢献など、生涯にわたり生きがいを持って暮らせる環境をつくり、都市部からの移住を図ることを狙いとしているとあります。高齢者、子育て等に対しては、具体的項目をもって基本計画に記述があります。しかし、障がい者の部分に関しては支援施設の記述しか見当たりません。社会政策部会におけるメンバーに障がい者担当が見当たらないのも現状であります。計画の目的では、健常者も高齢者も子育て世代も生きがいを大事にしていくものではないかと思えます。記述として弱者的な視点が欠落していると考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 滝川市「生涯活躍のまち」基本計画は、高齢者を主とした記述表現が中心となっておりますが、障がいの有無にかかわらず、幅広い世代の市民を対象としており、今後より多くの市民が活躍されることを目的とした計画でございます。本計画におきましては、具体的な施策展開の柱として4点掲げております。そのうち1点がご質問にありました住宅の確保の推進でございます。その他3点の柱立てにつきましても障がいをお持ちの方々も対象として含んでいるものと考えております。

本計画の策定に際しましては、市内部の社会政策部会のほか、有識者等で構成するまち・ひと・しごと創生会議での議論を経て、市長や各部長職等を含む創生本部会議で決定したところであり、その過程においては保健福祉部を含め全庁的な調整を経たものであります。本市におきましても生涯にわたって多様な世代、立場の方々が活躍できる環境をしっかりと整えるべく、本計画を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 再質1点。幅広い対象というのは理解させていただきます。この計画策定には、滝川市の個別の計画と関連性を持ったもので仕上げているという認識でもございます。その中に有識者等の議論として、各論的には障がい者という部分の発言等があったのかどうかについて再質させていただきます。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 具体的な障がい者等の記載の再質問でございますが、現在計画の中で住宅の確保の推進という中で、公共用地を活用した民間参入の推進という部分がございます。民間が主体となった障がい者の地域移行推進のための居住地整備について検討するという記載がございます。ただ、

現在の滝川市の障がい者計画の中でも自立と社会参加の実現という形がうたわれておりますし、障がいの有無にかかわらず、地域社会のさまざまな活動において誰もが参加できる社会環境づくりというのも障がい者計画の中にもうたわれてございます。こういった点につきましては、本計画の中でも先ほど申しあげました高齢者あるいは障がい者の方が末永く元気で暮らして多様な交流、社会貢献というような形で生きがいを持って暮らせる環境づくりという部分については、生涯活躍のまちという部分についても共通の視点を持って進めているということですので、そういった視点も持ちつつ、来年度新たに障がい者計画の策定準備にも入るといふふうにも形になっておりますので、そういった次期計画の中の項目についても十分注視しながら進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○議 長 渡邊議員。

◎2、保健福祉行政

1、滝川市障がい者計画策定について

○渡邊議員 そこで、2件目、福祉行政に入っていきたいと思っております。

先ほど総務部長からご答弁あったとおり、滝川市の障がい者計画策定についてお伺いしたいと思います。まず、この計画策定における経緯についてなのですが、①として庁舎内のいろんな部署はあると思っておりますけれども、そういう連携は図られたのか、②として計画策定においてアンケート調査、またヒアリング等関係機関との協議はなされたのか、3点目、③、現状把握における調査はどのように実施されてきたのかについてお伺いします。

なお、この障がい者の計画という部分については、11月の18日の北海道新聞で、これは障がい者の事業所の関係なのでありますが、そういう部分でいろいろとクローズアップされたということで今回の質問に至っておりますので、よろしく答弁のほどお願いいたします。

○議 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市障がい者計画は、障害者基本法の規定に基づきまして福祉、教育、保健、医療、雇用などの関連施策が連携し、地域における障がい者の暮らしの基盤を整備するための基本となる計画であります。したがって、策定に関しましては庁内関係部署及び関係機関との連携を図りながら取り組んでいるところであります。また、市内の障がい者団体を初め幅広い分野にわたる関係者の意見を反映させるため、滝川市保健医療福祉推進市民会議を計画策定の総括機関と位置づけ、より具体的な意見聴取のため障がい当事者や障がい福祉サービス事業所等から構成されます計画策定委員会を設置し、策定を進めているところであります。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 そういふような市民会議、また策定委員会でのという答弁をいただきましたけれども、そういう関係者が集まってやっているということはわかるのですが、具体的に市民会議、また策定委員会でどういふふうな意見が出されて、どういふふうな形で反映していくのか、ちょっとこれ1点だけ再質させてください。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 市民会議におきましては、構成される団体、例えば社会福祉協議会であったり、保健所であったり、それぞれの分野からご意見をいただくこととなります。また、それぞれ希望、方針等につきまして可能な限り反映させるための意見聴取でありますので、それに向けては策定に反映させていきたいと考えております。ただ、財政的な面もございます。また、社会資源の整備がそこまで進んでいるかという問題もございますので、それらを統合した上で、より現実的な計画をまとめていきたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 2番目の要旨になりますけれども、障がい者の基本法、先ほど部長答弁ありました。その整合性から滝川市総合計画、高齢者保健福祉計画、また地域防災計画等々の効率性を踏まえた中で今回の計画というのはどのようなようになっているのか、位置づけについてお答えいただきたいと思っております。

また、これらの計画というのは当然国や道と基本的な考えが一致していなければだめだと思っておりますけれども、しているのかどうかについてご答弁お願いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 滝川市障がい者計画につきましては、滝川市総合計画の個別計画として位置づけております。当然滝川市地域防災計画などの個別計画とも連携するものとなっております。また、国が定める障害者基本計画、北海道が定める北海道障がい者基本計画を基本として策定しておりますので、考えについては一致していると考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 障がい者を取り巻く中にいろんな法律があります。先ほどの基本法を含めて、総合支援法と差別解消法、また自立支援法とか雇用促進法、いろんな法律が当然関係してくると思っております。そういう部分についてこの計画というのは、当然法律に基づきながら反映していくものと解してよろしいかどうか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 ご質問にありますように、それぞれの持つ法律の趣旨、それを反映しつつ滝川市の具体的な政策により反映させるための計画と考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、3番目の要旨です。障がいには、いろんなものがあると。ここに記載しているのは、身体、知的、精神というふうに書いております。種別や程度も多様と考えられます。これらのニーズへのきめ細かな対応として、どのような考えのもとに計画を実施されていくのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 平成18年、障害者自立支援法の施行によりまして、身体、知的、精神の3障がいの一元化が図られたところです。福祉課窓口、相談支援事業所等による相談支援を通じまして、障がい者、障がい児の抱える課題の解決、適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行う、

これらによりましてそれぞれの障がい特性や程度に応じた日常生活、社会生活を営むことができるよう支援を行っていくという考えでございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、4番目の要旨に入ります。

障がい者の雇用、就業支援として、①として就労継続支援事業所との連携、また就業希望者のニーズというふうには書いておりますが、賃金、また職場環境、家族の対応等も含めて、それは把握はどのようになされているか、②として就業、職業的自立と雇用機会の拡大、また障がい者雇用促進をどのように進めているのかお伺いしたいと思います。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 就労系の障がい福祉サービス利用者の方の就業希望につきましては、サービス等利用計画作成時またはモニタリング期間ごとの検証を通じまして、一般就労への希望がある場合、ハローワーク滝川や空知障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携しながら支援しております。障がいの程度などにより一般就労が難しい方への就労支援については、個々の能力や障がい特性を把握、勘案し、障害者総合支援法による就労移行支援事業所、就労継続支援事業所といった就労系のサービスを本人の希望、選択により利用していただき、障がい者の方の自立と社会参加を促進できるように支援を行っているところでございます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 答弁のとおり、社会参加をやはり重点というか、そういう環境も含めた形で計画に反映されることをまず望みまして、5番目の広報、啓発活動としてです。障害者週間、既に終わっておりますけれども、これに対するイベント等の事業や、また小中学校における交流教育や地域住民とのそういう福祉講座等の開催等を催していくのか、そういう考えがあるのかについてお伺いします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 障害者週間の期間中、これは12月でありますので、庁舎内にポスターを掲示し、啓発活動は行っておりますけれども、基本的には滝川市ノーマライゼーション推進委員会が主体となりまして、小中学生も毎年参加している9月のふれあいの集いなど年間を通じた活動を行っていただいております。また、障がい者の特性や障がいのある方に対する正しい理解を深める機会を拡大するため、精神保健福祉講座などを通じて、障がい福祉分野の学習機会の提供なども進めているところであります。小中学校におきましては、通級指導教室事業やインクルーシブ教育システムの推進などを通じて障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流や共同学習を進めていただいております。今後におきましても障がいへの理解を促進し、障がい者との共生を進めていく、いろいろな場面を通じて広報、啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 ぜひ啓発活動を活発にしていきたいと思っております。

6番目の計画を策定した時点で定期的な調査、また把握、実施状況の点検は重要と考えているところです。また、経済、社会の変動を踏まえ、計画の見直しも視野に入れておくべきと考えますが、

この点についての考えをお伺いいたします。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 議員ご指摘のとおり、策定した計画につきましては適宜実施状況を把握しながら進行管理を行い、計画期間中に関係法律の改正や制度改革への対応が実施された場合、計画記載の有無にかかわらず、速やかに対応し、障がい者の方が安心して地域で生活できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

◎3、市立病院

1、市立病院経営計画の取り組みについて

○渡邊議員 それでは、3件目の市立病院、項目は市立病院経営計画の取り組みについて。本年5月の22日に平成28年の決算見込みについて厚生常任委員会に報告がされたところであり、各数値においてはおおむねに上向きにあると思っているところでもあります。

そこで、経営計画に沿って職員一丸となり経営努力がなされておりますが、計画では目標値等を設定しておりますが、以下4点についてお伺いしたいと思います。①、病院会計において、収益増に向けての取り組みで新しいアイデアはあるのかどうか、②、病院会計において、経費の抑制、節約に対する取り組み状況はどのように努められているのか、③、経営計画に対する病院職員の意識醸成はどのように図られているのか、④、地域医療連携に対する具体的な取り組み状況はどのようになっているのか、以上4点についてご答弁お願いいたします。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 滝川市立病院経営計画につきまして4点質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の収益増に向けての新しいアイデアはあるのかということでございますが、経営計画は全体的なことを網羅して策定したものでございまして、今の段階で新たな項目というものはございません。現計画を進めていく中で新たな発想が生まれた場合には、その有効性なども検討しながら取り入れていきたいと考えているところでございます。また、本計画につきましては、医療の質を上げ、患者様に安心できる医療を提供することにより収益向上を図ることを柱としたものでございます。新年度に向けて医療スタッフの強化を図ってまいります。地域の医療機関にとって医師の招聘が大きな課題となっていることから、今後医師の招聘対策の強化も検討していきたいと考えております。

2点目の経費の抑制、節約に対する取り組み状況になりますが、まず薬剤の購入につきましてはベンチマークの活用、いわゆる価格交渉や後発医薬品の利用促進を進めているところでございます。医療材料につきましては、今年度から共同購入サービスに加入したところであり、価格面でのスケールメリットが期待できるものです。ただ、まだ始めて間もないことから、当院で適用している品目は少ない状況ですが、今後品目がふえ、効果が拡大していくことを期待しております。あわせて診療材料のベンチマークの活用も可能な状況となりましたので、価格交渉に効果を発揮するものと

考えております。また、電力の入札の実施、長時間点灯している照明のLED化も進めているほか、他病院の情報も収集しながら経費の抑制につながるよう努めているところでございます。

3点目の病院職員の意識の醸成では、診療報酬等算定向上プロジェクトとして5つのワーキンググループを設けて活動しているところですが、いずれのワーキングも着実な成果があらわれており、それに伴い職員や職場の意識も高まってきております。また、市立病院では各所属単位で行動目標を設定しており、目標には患者、家族に寄り添う医療サービスの提供などのほか、安定した経営への業務改善も含めたものとしており、各職場が目標達成に向けて業務を進めているところでございます。

4点目の地域医療連携に対する具体的な取り組み状況では、平成28年7月より中空知医療連携ネットワークそらねつが中空知の6自治体病院で稼働したところですが、本年8月には民間の医療機関も参加が可能となったところでございます。これにより病病連携、病診連携がしやすい環境となりましたので、照会や逆照会件数の増加につなげていきたいと考えております。引き続き市立病院が地域の皆様から選んでいただける病院となるよう、そして経営の健全化に向けて院長を筆頭として職員一丸で取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 渡邊議員。

○渡邊議員 病院経営も厳しいというのは十分理解します。新しいアイデアという部分では、計画の中にはないというようなご答弁でありましたけれども、その答弁の中に質の向上というふうな言葉で、やはりそういう専門医療的なものが必要ではないのかと。それは、当然医師の招聘とも結びついていくと思います。そういうある程度の中空知、滝川市立病院を中心とした中での専門的な医療というのをどのように考えているのか、現時点でわかればご答弁。

○議長 長 市立病院事務部長。

○市立病院事務部長 専門的な医療というところで、大変難しいところでございます。今当院で一番得意にしている、内科でいえばリウマチですとか膠原病、あと糖尿病など、そういうものについてもっと専門化していけばいいのかなと思うのですが、それについては医師ですとかスタッフの確保の問題もありますので、その辺はまたじっくり病院の中で検討していきたいと考えております。

○議長 長 渡邊議員。

◎4、教育行政

1、道徳教育について

○渡邊議員 それでは、4件目、教育行政、道徳教育について。午前中関藤議員の質問の中にもありました道徳教育と心の教育推進事業、同じ解釈ではないような気もしていますけれども、道徳という言葉も含めて教育に関してお伺いしたいと思います。

道徳教育に関しては、学校全体として指導計画を立てて、その目標と各学年との関連などを確認し、年間計画を作成し、指導を行うようであります。実態は、他の教科指導に追われ、道徳教育の重要性が低いのではないかと感じるところであります。学力低下が叫ばれている現状では、週1時間の道徳時間を他の行事や教科の補習に使われているのではないかと感じます。学校運営を含めた中で

の問題点としての意識はどのように考えているのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 かつては、議員ご指摘のようなことが全国的にも課題とされており、本市においてもそうした傾向はあったものと認識しております。しかし、平成19年度以降市独自に道徳にかかわる研究事業を推進してきたことや社会からの要請の強まりによって、現在は各学校におきまして年間指導計画に基づいた道徳の授業が行われております。各学校におきましては、外部講師を招いての講演を実施したり、参観日に地域住民、保護者に授業を公開したりするなど子供の心に響く授業の工夫改善や授業の積極的な発信を進めているところでございます。また、授業改善に向けた指導助言、指導計画の作成など、市教委主導で進めており、学校における道徳授業の充実に取り組んでおります。課題としましては、小学校で次年度から特別教科化されることによる授業の質のさらなる向上が挙げられると考えております。

以上でございます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 1点お伺いしたいと思います。

各学校で指導計画を立てるものと思っているところなのですが、今のご答弁ではその年間の指導計画または市教委の指導によって計画を立てるということは、学校に全部お任せではなくて、教育委員会がこういうふうにしなさいよというような指導というふうに解してよろしいですか。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 ただいまのご質問なのですが、基本的には年間指導計画は各学校で計画するものでございます。ただ、次年度特別の教科道徳を推進するに当たり、教科書が新しく入り、そして年間のその計画についてもある程度形を整えて推進しなくてはならないと考えております。その核となる、もととなる、柱となるような形の提示をしているというようにご理解いただければと思います。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、2番目の要旨です。道徳教育については、子供の生き方や考え方など一人の人間としての行動を教えていくものではないかと思うところであります。学校以外で家庭、地域社会で過ごす環境が及ぼす影響が大きいものと解するところでもあります。そこで、学校、家庭、地域のあり方を含め、この道徳教育を育むためにどのような方策、また取り組みが必要と考えているのかお伺いいたします。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 子供の豊かな道徳性を育むためには、学校、家庭、地域社会が一体となって取り組みを推進することが重要であると考えます。それは、学校での学びを実践する場が家庭や地域となるためです。そのために学校は、取り組みを校内に閉じず、子供は授業でどのような道徳的価値について学んだのか、子供は学習を通してどのような考えを持ったのかなど、積極的に情報発信することが重要です。家庭は、我が子の成長への願いや家庭教育で大切にしている道徳的価値について学校と思いを共有し、同じ方向を向いて子供の成長を支えていくことが大切です。地域の皆さ

んには、授業公開の際には学校に足を運んでいただいて、授業や活動の様子を参観し、学校での取り組みについて理解を深めていただいたり、地域活動において子供たちの多様な体験的活動を創出していただいたりすることが必要であろうと考えます。そうした取り組みによって、学校、家庭、地域が子供に育むべき道徳性の認識をともにすることにつながり、3者が一体となった指導をそれぞれの立場から行うことができると考えます。子供に向き合う視点を一致させ、それぞれの有する役割を果たしながら、子供の豊かな道徳性を育むべきと考えます。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 それでは、3番目の要旨です。文部科学省は、道徳の教科について、小学校では2018年、中学校では2019年に導入されます。文部科学省が示す道徳教育の一番の狙いは、人としてどうあるべきか、自分はどう生きていくべきかということをも自分自身で考え、実際に行動していけるようにするとあります。滝川市として道徳教育の指導は、文科省のとおり進めていくのかどうかお伺いしたいと思います。

○議 長 教育部指導参事。

○教育部指導参事 特別教科化に伴う道徳の指導につきましては、考え、議論する授業への質的転換が強く求められております。教育委員会といたしましては、来年1月に教職員研修を開催し、道徳の授業のあり方や指導方法について理解を深めることとしております。さらに、道徳教育推進事業を次年度以降も継続し、研究事業の公開を進め、指導方法の工夫改善を図っていこうと考えております。また、これまでの研究事業では、地域の方をゲストティーチャーとして授業にお招きし、子供たちにお話をさせていただく実践や保護者の思いや考えを事前に聞かせていただき、授業で子供に紹介するといった取り組みが行われております。そのような地域の方や保護者を巻き込んだ授業は、子供の豊かな心の育成に大変有効であることが先行研究で明らかとされております。教員の授業力を高める研修の実施、積極的な授業公開、家庭や地域の力を得た授業づくりの推進により道徳指導の充実、工夫改善に努めてまいりたいと思います。

○議 長 渡邊議員。

○渡邊議員 この指導という部分は、当然文部科学省の学習指導要領等で全部記載されている部分の答弁かなと思っております。滝川市としての道徳の取り組みという部分で、ただいま教育委員会として答弁をいただいておりますが、教育行政の長である教育長として、この道徳教育、また滝川市の道徳教育という部分について何かお考えをお持ちであればお伺いしたいと思います。

○議 長 教育長。

○教育長 指導要領で、基本的には教科化される段階で中身的には非常に細かく示されているということは議員さんのおっしゃるとおりでございます。ただ、先ほど答弁でお話ししました研修会であるとか研究事業、道徳教育推進事業、これなんかは滝川として行っている事業という内容でございます。道徳について軽んじられているとかというのは以前あったと私も思いますけれども、市としては非常に重視しているからこそ、独自にこういう研究事業をやったり、あと通学合宿、西町とか東滝川とか、いろいろ地域との交流とかを深めて、心豊かにということも含めて積極的に取り組んでいるという認識でおります。これからも道徳については、しつけということだけではなくて、

心、生きる力を養うということの中で教育委員会として力を入れていきたいというふうに思います。

○渡邊議員 終わります。

○議長 以上をもちまして渡邊議員の質問を終了いたします。

木下議員の発言を許します。木下議員。

○木下議員 会派みどりの木下です。通告に従いまして、質問させていただきます。

◎1、市長の基本姿勢

1、子育て世代包括支援センターの設置内容について

まず、1番目、市長の基本姿勢、1、子育て世代包括支援センターの設置内容につきまして、要旨としましては1、市長は11月の市政報告会において、子育て世代包括支援センターの平成30年度設置を目指し準備をしていると述べています。また、これまでの説明では、官民連携の手法も検討されると言われていますが、具体的にはどのような設置内容なのでしょうか、伺います。

○議長 長 木下議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て世代包括支援センターにつきましては、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うことを目的に母子保健施策と子育て支援施策を一体的に提供する機関として設置するものであります。そのため、子育て応援課と健康づくり課母子保健部門を近づけて配置することが必要だと考えておりまして、30年度当初からの設置は難しいと思っておりますが、保健センターに子育て応援課、家庭児童相談室、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターを移動、健康づくり課母子保健部門と隣り合い配置することで、子育て世代に関する情報を共有し、効果的に連携しながら妊産婦や子育て世代に対して利便性のよい窓口の開設に向けて現在準備を進めております。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 30年の当初は無理だということで今述べられましたけれども、大体何月ごろかぐらいは答えていただけますか。

○議長 長 保健福祉部長。

○保健福祉部長 子育て応援課では、7月、8月にかけて児童手当、児童扶養手当の現況届等の受け付けを毎年行っております。それらが殺到する期間を終了し、なおかつ移転に伴う周知等も含めて、現在の案といたしましては10月から移転したいと考えております。

○議長 長 木下議員。

◎2、地域振興

1、江部乙まちづくりについて

○木下議員 それでは、2番目に移ります。

地域振興、1、江部乙まちづくりについて、1、江部乙地区は平成27年の10月にNPO法人「日本で最も美しい村」連合へ加盟認定されました。その後、江部乙駅を中心としたコミュニティ活動や庭先のガーデニングなど江部乙地区の魅力の向上が図られ、市外からの誘客に大きな成果が

得られています。これらの活動が今後も維持されていくための市の政策についての考え方を伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 議員のご質問の中に一部触れられておりましたが、「日本で最も美しい村」江部乙協議会による市内外での地域PR活動や江部乙まちづくりコミュニティ行動隊など江部乙駅等で行っているコミュニティ活動やオープンガーデン、江部乙丘陵地のファンクラブによるフットパスや自然観察会、さらにはKAYAGINIまつり、とんでん冬まつりなど地域における多様な市民活動が地域の皆様の発意で始まり、それが大きなうねりとなり、地域が活性化していくことは、まさに住民自治の本旨を体現するすばらしい取り組みと認識しております。こうした取り組みの背景には、こよなく地域を愛する住民の皆様方の心が積極性や自主性につながっているものと理解しており、今後においても地域の情報発信基地でもある道の駅たきかわの活用などにより幅広い活動がより一層充実していくものと期待しているところでございます。行政といたしましては、自分たちの住む地域をこうしていきたいという住民の皆様方の思いには積極的にサポートをさせていただき、魅力ある地域づくりに向けて連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 1件だけ再質問させていただきます。

地域活動を進めていく上で、財源確保は重要な課題です。それで、意欲ある地域の芽を伸ばす意味でも市としての支援は考えられないのかを伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 滝川市も構成員となっております「日本で最も美しい村」江部乙協議会では、ことし農水省の農山漁村振興交付金を活用し、都市と農村の交流を目的とした事業として軽トラ市や女性の農と食生活セミナーなどの事業を取り進めていると聞いております。また、市では市民が活躍するまちづくり活性化事業補助金などの補助メニューの情報提供を含め、意欲ある地域活動を支援してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○議長 長 木下議員。

○木下議員 ぜひ財源確保に向けていろんなメニューがあると思いますけれども、そういうメニューを提供していただいて、支援のほうをよろしく願いして、3番目に移ります。

◎3、建設行政

1、江部乙中央児童公園の遊具等の整備について

まず、建設行政です。1番、江部乙中央児童公園の遊具等の整備につきまして、1番、江部乙中央児童公園、これはみずいろ公園とも言っていますけれども、この遊具は平成5年、6年にかけて改修したもので、20年以上が経過してしまっていて、非常に老朽化しています。また、公園内にある池の水質も悪く、柵などもなく非常に危険な状態であります。遊具の更新と池の整備について今後

検討されるのかどうかお考えを伺います。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 江部乙中央児童公園は、地域の住民からみずいろ公園と称され、江部乙市街地に位置し、古くからシンボリックな公園として親しまれてまいりました。平成5年から7年にかけての再整備から20年以上が経過し、遊具についても老朽化が進みつつあり、利用者の安全確保への対応は必要と考えております。公園内にある池は、毎年池の水草を取り除く作業を行うなど、良好な環境の保全に努めており、水質につきましては湧水により水量が少なく、水の滞留と土砂の堆積はありますが、水質そのものはそんな悪化はしておりません。また、水際の転落防止対策としまして注意看板により対応しているところがございますが、さらなる注意喚起の必要性や水辺そのもののあり方を含め、町内会と協議し、よりよい環境に向けていきたいと考えております。

江部乙中央児童公園の施設は、全体的な老朽化が進みつつあることから、近い将来施設の改修を計画するときがやってきます。その時点においてこれらの問題を解決するための検討をあわせて行っていくことといたします。また、遊具につきましては今後も定期的な点検の実施並びに経過観察をする中で、劣化の進みぐあいによってはほかの公園でも実施している部品交換による修繕もしくは遊具自体の更新または撤去といったその遊具に対する最善策を選択いたしまして、適宜適切な対応を行っていききたいと考えております。

以上です。

○議 長 木下議員。

○木下議員 先ほどの答弁の中で近い将来ということ述べていますけれども、近い将来っていつごろを指して述べているのか、それとまた遊具についても老朽化も非常に厳しいのですけれども、部品交換でなくて更新する見込みはあるのかどうかだけ再質問させていただきます。

○議 長 建設部次長。

○建設部次長 現行の公園施設長寿命化計画は、平成33年度までの計画でございます。ご質問、江部乙中央児童公園の改修につきましては、平成34年以降の計画になっておりますので、具体的な時期につきましては現時点ではまだ定まっております。

また、遊具の改修方法につきましては、次期計画であることから現段階では具体的にお示しすることができません。しかしながら、劣化も進みつつあることから、改築までに時間を要することもありますし、部品交換では対応できないことも想定しております。計画の際には、遊具本体の更新も視野に入れながら、適切な対応を検討してまいります。

以上です。

○木下議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして木下議員の質問を終了いたします。

三上議員の発言を許します。三上議員。

○三上議員 公明党の三上です。順次質問させていただきます。

◎1、安心安全な暮らし

1、新婚世帯への支援について

この質問を考えると、若い人たちへの滝川からの支援というのはどういったものがあるのかなど考えたことがありまして、何か思いつかないのです。特に結婚前の方に対しての支援というのはどういったものがあるのかなと思ひまして、今回挙げさせていただきます。

まず、1点目なのですが、新婚世帯への支援ということでお聞きしたいと思ひます。国は、一億総活躍ということで言っております。その中に出てくるのですけれども、新婚世帯への支援ということで、例えば引っ越しをしたり、結婚資金、そういったときの助成をしましょうということで国は動いております。そのときに国は4分の3の補助、そして地元自治体は4分の1ということで、24万円を限度に出ることになっております。それは、所得の制限があります。340万円でしたでしょうか。その制限はありますけれども、そういう若い人たちをどのように地域にとどめておくのかということもこれからは考えていかなければいけない。もちろん職の確保という大事なものもあります。そして、そこで働きながら結婚して、子供を産み育て、そういう流れになってくるかと思ひますけれども、ここ1年以内で結婚される方の結婚できない障害というのは何ですかというアンケートがありまして、その中の1番目は先ほど挙げたように結婚資金、これをつくることできない、少ない。それと、もう一つは、新しく住居を構えるときの資金が不足する。そういったことがアンケート調査で大なのです。そこで、私はこういう若い人たちのこれから結婚しようとする人方のために何らかの助成はできないものかということでお聞きしたいと思ひますけれども、新婚世帯に対する支援ということで伺いたいと思ひます。

○議 長 三上議員の質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長 結婚新生活支援事業につきましては、結婚を促進し、少子化に歯どめをかけることを目的として内閣府で平成28年度に制度化されております。今年度道内では19市町村、3市16町村が取り組まれているとしています。対象は、若い世代の低所得者を想定しておりまして、夫婦の世帯所得が340万円未満、転入し、そのまちに婚姻届を提出し、居住する者を対象となっております。当事業を実施しております市に利用状況を確認いたしましたところ、やはり所得基準が低く、利用者がほとんどいない状況であります。また、制度の利用理由につきましては、そのまちに親戚がいる、職場がある等で、当初の結婚促進という目的には余りつながっていないようであります。

滝川市では、当制度より支援金額の大きい子育て世帯も対象にした新築助成、住みかえ、住宅改修制度を実施しているところであり、また補助金につきましても平成30年度については補助率が2分の1に下がり一般財源を要すること、またその見込まれる効果性から、現在実施は難しいと考えております。

○議 長 三上議員。

○三上議員 財政難の折、滝川で実施するのはなかなか難しいと。ただ、24万円限度で補助したときに、滝川の負担というのは6万円程度なのです。6万円ぐらいですよ。24万円だから……

(何事か言う声あり)

○三上議員 4分の3ですものね。いずれにしましても、若い人方を滝川にどのようにしてとどめ

ておくか、そういう魅力のあるまちをつくっていききたいなど思っておりますので、どうか新婚生活への助成以外でもまだまだお金をかけないでできることもあるかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

◎2、建設行政

1、下水道管の老朽化対策について

2、除雪作業のオペレーターの育成について

次の質問です。下水道管の老朽化について伺いたいと思っております。この下水道管の老朽化、大変な事故を発生させるということがわかってきております。いわゆる道路の下に下水道管が走っておりますけれども、その下水管が亀裂、破裂することで道路が陥没する。その陥没したところに車が落ちていくという事故が日本全国的にも大小ありますけれども、発生しております。滝川については、以前から道路下の陥没状況を調査するというを実施されていることは承知しております。それで、今現在下水道管の老朽化対策というのはどの程度進んでいるのか伺いたいと思っております。

○議長 建設部次長。

○建設部次長 下水道事業は、昭和43年度に着手し、平成28年度までの整備延長は457キロ、普及率94.7パーセントとなっております。幸い現時点において下水道の老朽化による道路陥没は発生しておりませんが、今後一般的に管路の標準耐用年数と言われている50年を経過する管路がふえてくることから、老朽化対策については積極的に取り組んでいかなければならないと考えております。

平成24年度より順次埋設時期の古い管渠や重要な路線に埋設されている管渠から調査を実施しております。調査方法といたしましては、マンホール内からの目視調査、テレビカメラを搭載した車両を管路内に走行させるテレビカメラ調査を行っております。平成29年度の調査につきましては、平成27年度の下水道法改正による維持修繕基準の創設により、硫化水素等による腐食のおそれ大きい排水施設については5年に1回以上の頻度で点検することを事業計画に記載することが義務づけられたことから、事業計画に記載されております硫化水素の発生による腐食のおそれ大きい箇所として圧送管の突出部やマンホール内の管路の高低差が著しい箇所について目視調査を74カ所行っております。また、そのほかに計画的な管路内の老朽化調査といたしまして、緊急輸送道路である国道、あるいはJR横断管路等についてテレビカメラ調査を42カ所、延長にしまして1,434メートルを行っております。調査の結果、緊急的かつ抜本的な改修を要する箇所についてはございませんでしたけれども、補修が必要となった箇所についてはその状況に応じて適宜修繕により対応を進めております。

また、現在ストックマネジメント計画の基礎資料となる下水道台帳の整備を進めております。完成後の平成31年度からストックマネジメント計画に着手する予定でございます。

以上です。

○議長 長 三上議員。

○三上議員 下水道管については、耐用年数50年ということで、まだ本市においては耐用年数に

至っていないということなので、このまま調査を続ければ大きな事故が発生するということはないと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

それでは、次の除雪作業のオペレーターの育成ということについて伺いたいと思います。この部分については、昨年の第2回定例会でも質問させていただいたと思いますけれども、この除雪作業員だけではないと思いますけれども、高齢化が進んで、全道的にもなかなか確保することが難しい状況になってきているみたいです。昨年質問したときには、オペレーター育成に関して講習会とか、そういったことを実施して何とか確保していきたいというような答弁だったかと思いますが、今現状どのようなことを行ってオペレーターの育成に努められているのか伺いたいと思います。

○議長 長 建設部次長。

○建設部次長 平成28年度第2回定例会にてご質問がありました除雪作業に従事するオペレーターの確保、人材育成や技術継承についてですが、まず平成28年度に経験年数の浅いオペレーターの技術向上を図ることを目的といたしまして、除雪技術講習会を開催いたしました。また、今年度につきましてはオペレーターの意識向上を主な目的としまして、外部講師を招きまして除雪業務講習会並びに除雪車の車両出動式を開催したところでございます。

さきに述べた取り組みに加えまして、今年度より若手オペレーターの育成を目的に幹線工区での除雪ドーザーを2人乗り乗務としたことにより、それぞれ担当する2者において20代のオペレーターが2名新たに除雪業務に携わることとなりました。建設業界における厳しい人材不足の中、一般的に除雪作業に従事するオペレーターの担い手は50代から60代だと言われております。そのような中、より長期的視点を持ち20代のオペレーターを確保できたことは非常に大きな前進であると考えております。

なお、来年度につきましては、将来を担う子供たちに除雪への興味、関心を持ってもらうとともに、注意喚起、啓発を目的に小学生を対象とした除雪機械見学会等の取り組みを開催していきたいと考えてございます。今後もこれらの取り組みにかかわらず、人材確保や技術継承といった視点を持ち、公共除雪を担うオペレーターの確保についてさまざまな取り組みをしていきたいと考えておりますし、受注者、発注者ともに今後さらに予想される担い手不足を共通の課題と認識し、継続的に取り組み、あわせて市民への啓蒙活動も含め、広い視点で取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○三上議員 終わります。

○議長 長 以上をもちまして三上議員の質問を終了いたします。

堀議員の発言を許します。堀議員。

○堀議員 公明党の堀です。よろしく願いいたします。

◎1、行財政改革

1、収納業務の一元化について

通告に従いまして質問させていただきますが、最初に収納業務の一元化について伺います。今回厚生常任委員会の視察の中で、病院関係等々の視察をしてまいりました。その中で大分県の中津市

で病院の事業会計の健全化のための努力をいろいろ勉強させてもらいましたが、その中の一つに中津市には収納課というのがありまして、そこで病院代が払えないとかということに対する対策もやって、現実的には非常にいい効果を生んでいるのだという説明でございました。そこで、その話を聞いて、私は滝川市もこういうのを見習ったらどうなのかというような思いから今回の質問になっております。病院にかかわらず、市全体のいわゆる税収の滞納だとか不納欠損とか等々含めたこういう収納課の必要性というのはどうなのか、本市の見解を伺いたいと思います。

○議 長 堀議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 組織という位置づけから、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、収納業務の一元化についてのご質問でございますが、滝川市におきましても過去には税務課に収納係を置き一元的に対応していたという時期もございましたが、租税優先の原則による他債権の収納率の低下や賦課と徴収の所管課が異なることによる責任の所在の曖昧さなど課題が生じたことから、現在の組織体制としているところでございます。

組織のあり方につきましては、人口減少や財政状況を踏まえ、簡素で効率的な組織、事務事業の見直しに基づく組織、組織に見合った最適な職員配置という3つの視点により組織のスリム化に取り組んでいるところでございますが、収納業務の一元化につきましてもこの3つの視点を踏まえつつ、今後におきましてもそれぞれの所管の収納状況や課題などを把握しながら総体的に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議 員 過去に収納課があつて、それをやめるいきさつ等々も今お聞きしましたが、中津市でも基本的には各課各部の指導を中心にまず行っているそうです。それでもなかなか解決しないような諸問題に関しては、この収納課で法律的なことも含めて指導もしくは行動、動いているというようなことの効果を言っていました。恐らく収納課が滝川市にあったときは、各部各課のそれぞれのセクションがあなたのところに任せただけだから全部やってくれよと投げたのでしょうか。そういうふうに聞こえました。それは、中津市においてははないということです。

一般会計でも各会計においても不納欠損というのは毎年出ていますよね。これは、最大の原因は何なのかなというふうに思っていますけれども、恐らく滞納繰り越しが繰り返されていると思うのです。5年の期間がスパンが過ぎると不納欠損に扱うわけですよね。その最大の要因と対処の仕方はどういうふうにお考えでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 私から答弁しますので、本当に概略的な答弁になるかもしれませんが、ただいま議員がおっしゃられたとおり、この組織に、今中津市の例を挙げられましたけれども、基本的に税あるいは料、やっぱり不納欠損というのは非常に大きな問題。歳入の確保という部分でも非常に大きなウエートを占めているのではないかなというふうに思っています。ただ、今中津市の例もお話ありましたが、道外ではほかにも自治体で債権の回収の対策室みたいな形で組織を置いている自治体もあります。今議員がおっしゃられたとおり、基本は所管課で収納あるいは納税という形になります

が、そこで対応が困難になったときにそこそこの対応室が新たに滞納処分も含めた対応をしているという事例も私自身も承知しておりますが、ただ現在滝川市におきましては税務課において滞納処分も含めて収納率向上のために日々努力している部分もございますし、また市立病院のお話もありましたが、市立病院におきまして平成27年から法律事務所に滞納部分については徴収の委託を行ってきているという状況もございますので、こういった状況ももう少し見ながら、組織全体として変える必要があるのかどうかということも考えていかなければならない部分もあるかなという気もしております。ですから、現在の組織の中で現状最大限の努力をしつつも、今議員からおっしゃられた部分についても並行して少し勉強をさせていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 この不納欠損は、恐らく永久の課題だというふうに思いますけれども、税の公平性からも我々はぜひこういう不納欠損がなくなるという努力をしていかなければならないのではないかなと思いますので、よく検討していただきたいと思います。

◎2、教育行政

1、冬期間の通学路について

次に移りますが、冬期間の通学路についてお聞きをいたします。これは、過去にも質問した経緯がございますが、特に今回は滝川西高の件でお聞きをしたいと思います。あえて教育委員会のほうに質問を振りましたけれども、現状の西高の北側のほうから通っている子供たちの通学路についての見解をまずお聞きしたいと思います。

○議 長 済みません。ここに通告に入っている質問の一部ということですか、今は。

(何事か言う声あり)

○議 長 恐れ入ります。

○堀 議員 簡略して済みません。西高の要するに通学路についてお聞きをしたいと思いますが、非常に危険性が高いと思っています、まず。あそこはクランク状の状況になっていまして、道路幅も本当に広くはありません。片側1車線ですが、その北側の通学路を何とか確保すべきでないかというふうにまず考えております。今シーズン、この雪の多い中ですが、西高の通学路についての見解を、取り組みを伺いたいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 西高の通学路の確保でございますけれども、議員のご指摘の場所というのは西2号通のみなみ歯科医院前から西高までの道路だと思いますけれども、その場所は今お話もありましたけれども、道路幅が狭いということ、それから直角のカーブがあること、それと周りが畑、いわゆる民地になっております。そんなことから、道路除雪という面では非常に難しい場所だということがあります。西高からは、歩道除雪についてこれまでもそうですけれども、土木課と協議を行っておりますけれども、歩道幅員が狭くて機械による除雪ができない場所というふうになっております。また、滝川西高におきましては昨年からは、これは学校近くの歩道の一部ですけれども、業務主事

が除雪機を用いまして除雪を行っているという状況もあります。何とか歩道の確保ということでありませぬけれども、今後とも土木課と連携をしまして冬期間の生徒の通学路の安全を守るために状況を見ながら可能な限りで、これは排雪を行って通学路を確保していきたいと、そのように考えております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 今部長から答弁がありましたけれども、一部学校側に、多分家庭用で使っている小型除雪機か何かのタイプだと思いますけれども、人1人ぐらい歩けるような道を開いています。あと50メートルぐらい横の線というか、直線は抜かしてクランクから真っすぐ入れるようにするだけで、ほぼ確実に事故防止はできるのではないかなというふうに思っています。それには当然時間とお金がかかるのでしょゆけれども、あそこまで学校までやってくれているのだから、もうちょっと延長して子供たちの安全を図ったほうがいいと思いますけれども、現場を見られているかどうか、まずそこから確認したいと思います。見られていますか、部長。

○議 長 教育部長。

○教育部長 現場の通りは、私たちも西高に出向きますので、ことしは特に雪が多いということもありますけれども、あそこの場所の状況というのはよく承知はしております。一部民間の方がというお話も学校からも聞いております。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 私も朝から調査をしてみましたけれども、多くの生徒はクランクをなるべく使わないようにして、1本学校側にも向かって真っすぐ出てくると、そこも車道ですけれども、真っすぐ学校のほうにも歩道がつけられているので、8割ぐらいの生徒はそこを通っていました。学校側がそういう指導をしているのだなと思って聞いてみましたら、生徒自身の判断だと言っていましたので、やっぱり頭がいいのだなというふうに思いましたけれども、それでも2割ぐらいの子はあのクランク状の車道を通して通学しているのです。僕は思うのですけれども、もしここで事故が発生したら、これは市の責任なり学校の責任というのではないのですか。それを確認したいと思います。

○議 長 教育部長。

○教育部長 事故があった場合の責任という面におきましては、それは当事者同士の責任だと思います。ただし、道義的な部分として、通学路であるとすればそこはやはり安全確保というのは道義的には市の責任というものはあると思います。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 そうですか、私は違うと思いますけれども。民事裁判においては、当然学校側の責任もあるのではないかとこの裁判になると思います。運転手と歩行者の責任というふうにはならないようにも思いますけれども、それともう一点、今やっている通学路から50メートルぐらい除雪を広げるとしたら、これはどっちのほうで試算しているかわかりませぬけれども、お金はどれぐらいかかるのですか。質問します。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時53分

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

それでは、答弁を求めます。建設部長。

○建設部長 大変お待たせして申しわけございませんでした。そもそもがあの区間がその都度、その都度排雪という考えがありませんでしたので、ちょっとこのご質問に対して時間を要して申しわけございません。

ただ、あの区間におきましては、端的に例えばあの区間を今当該区間に、西2号通から西高のあのクランクを曲がっていく区間、あそこまでを排雪、狭いですから排雪するとしたら歩道だけの排雪になりません。ですから、あの区間だけをやるとしたら約100万円か150万円くらい、非常に作業効率の悪いエリアになりますので、その程度の額はかかるのかなというのが今検討した結果でございます。ただ、それにも増してあそこの区間を除雪のたびに排雪するということは物理的に不可能でございます。なぜならば排雪、除雪は滝川の場合は北、東、西と分けていて、さらにその区間、区間を各業者が担当で決まっております。その中でスケジュールを組んで排雪という、ことしであれば25日から排雪も入りますけれども、そういうことを進めておりますので、除雪のたびに排雪ということはこれは困難な、今のところでは非常に難しいかなというふうに考えているところでございます。

それで、今回の質問にもし私の答弁ということ振られたということであれば私の考えとしましては、あの区間におきましては本当に11メートルという道路の用地幅員しかございません。その中で今現存、従前から非常に現地においては狭いということなので、除雪したとしても外に、民地側には雪も飛ばすことができませんので、両サイドに雪を積みながら来て、適宜個人が持つような小さなロータリーでなく市道で使っているロータリーで飛ばしながら両サイドに積み上げて拵幅をします。それで、今度は排雪の、市内全般でやりますが、そのタイミングであのエリアも排雪をするというようなことで進めてきているところでございます。そういうことがございますので、あの区間も業者も非常に狭いという認識は持っております。ですから、非常に丁寧に、かつ慎重に除雪を進めているところでございますので、そういうこともありますので、先般私も見てきますと北側の部分ですか、地域の方がハンドガイドの除雪車で歩くところをつくってくれたりもしている。この場をかりてでも本当にお礼を申し上げたいなというふうに思っているところでございますけれども、今後におきましても抜本的な解決策というのは非常に難しいかなとは思いますが、我々も道路管理者の立場としては注意を払いながら、これからも慎重に配慮深く作業を進めていきたいなというふうに考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議 長 堀議員。

○堀 議員 理解はちょっとできないです。というのは、本当に投げるところは道路側は難しいと思います。けれども、学校側の夏場の駐輪場というのですか、駐輪のほうには投げられます。直線

のほうは農家さんの田んぼに入れてしまうものだから、そこは許可を得ないとできないし、何か問題も起きる可能性があるけれども、学校の敷地内なら問題ないのではないですか。恐らく排雪は、その段階ではたまたらちょっとスノーダンプか何かで動かさなければならぬ可能性はあるかもしれないけれども、まず排雪の心配はないというふうに私は現地を見て思います。だから、子供たちには、やっぱり命の危険をどんどん減らしていくためにはせめて西高通りのあの直線ぐらいまでは、あと50メートル以内で終わるのだから、そこはやって、お金が多少かかっても何千万円もかかるわけでもないのですから、ぜひ検討してもらって、事故があってから堀議員結構うるさいこと言っていたけれども、よかったなというふうになるのではないのでしょうか。どうでしょう。最後に市長でも部長でも構わないですけども、どう思いますか。

○議 長 市長。

○市 長 ただいまの堀議員の非常に熱のこもったご質問でございますけれども、私も西地区、非常に道路が狭くて大変な冬場の通学路確保というのは問題であるというふうに思っております。現場を見てまいりました。西小学校、開西中学校、西高校と見てまいりました。私は、問題はあのクランクの一角よりは西小学校の給食室側のほうの道路のほうがもっと問題があるというふうに思っております。通学路の確保、確かに議員おっしゃるとおり大変重要な課題ですので、小まめに考えていかなければいけない。そういう意味では、全てにおいて考えなければいけない。西高のあの一部分だけを捉まえて何とかということは、私は今考えられないということでございますが、しかし今のお話のとおりあそこは民地がございます。民地に雪を飛ばすわけにはいきません。ですから、堀議員がおっしゃったとおり西高だけに飛ばすというのは、クランクの畑に向かっていている部分、いわゆる北と南に向かっていている道路はそれで飛ばすことは少し難しいと思います、どうしてもあそこは私有地が両側にありますので。田んぼだったり、アパートだったりします。そういう意味で考えますと、みなみ歯科から上に上がってきたところの歩道は民間の方がやっております。自転車置き場から上のところの歩道は西高のほうでやっております。そこに行くまでの問題を堀議員は捉えていると思います。私としては、それならば何ができるかということ、先ほど建設部長が申し上げたとおり、あそこに対して非常にお金がかかると。100万円というお金もありましたけれども、そういう手法も1つ考えられるかもしれません。お金を使ってもっと安全を確保しろと言われれば、それを投下してほかの学校の除排雪を少なくしてまでそこはやりたいというふうには私は思いません。全体的な通学路確保の中で考えていきたいなというふうに思っております。

そして、例えばあそこに来る車、通勤というよりも西高生の送り迎え、送迎の車が結構多く入ってきております。ですから、今ここでも話していたのですけれども、それに対して指導を行う。または、あそのスピード、40キロ制限のところをもっとスピードダウンしてもらうように警察署とお話をする。または、時間的にあその部分を通れないようにして、通学路として真っすぐの通り、高校生が8割通っていると議員おっしゃいましたけれども、そのところを車両が通行できないように時間帯を区切ってして、そこを優先的に通学に使ってもらうと。そのようないろいろ横断的な考え方を持って対処してまいりたいと思っております。子供たちの安全を考えるというのは、気持ちは皆さん同じでございますので、ぜひその点をご理解いただいて、私どももいろいろと考え

てまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○堀 議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして堀議員の質問を終了いたします。

本間議員の発言を許します。本間議員。

○本間議員 それでは、議長のお許しをいただきましたので、私は滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と見通しについて、1項目のみの質問をさせていただきます。

◎1、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1、滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と見通しについて

平成27年に議会でも特別委員会をつくりました。当時の統一地方選の目玉政策だったのだろうということですが、その後10月までに総合戦略を策定することができまして、その後いろいろ国の状況などを見てきましたけれども、交付金が十分ではないような気もするなど、非常にだんだんトーンダウンというか、注目度も下がっているということもあるのかなというふうには思っていますが、実は重要な内容がたくさん入っておりまして、この総合戦略をそうした状況の中でも絵に描いた餅にしないように地道に各所管でやっていただけるような認識を持っていただきたいということもありまして、この質問をお願いするところでございます。

では、要旨に従っていきたいと思います。1番目、平成27年に策定した総合戦略の具体的施策の中で、K P I、重要業績評価指標に基づく進捗状況とその達成可能性において、順調に推移しているものと達成に工夫を要するものについてお伺いします。

○議 長 本間議員の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長 総合戦略に掲げます各K P Iの平成28年度までの進捗状況につきましては、本年5月29日から6月2日にかけて開催されました総務文教常任委員会、経済建設常任委員会、厚生常任委員会においてそれぞれご報告させていただいたところでございます。

総合戦略の進捗について総体的な評価を行うとしますと、3つの基本目標のうち、基本目標2、全ての子供の成長の支えと教育環境の構築につきましては、ほとんどのK P Iが現段階で達成度をはかれない項目となっておりますが、基本目標1、農と食を生かした雇用創出と地域産業の育成支援と基本目標3、プラチナコミュニティの形成と暮らしやすさの追求につきましては、おおむね順調に推移してきていると捉えているところでございます。

総合戦略の計画期間は、平成27年度から31年度までの5カ年間であり、2カ年目の検証を終えた段階であります。施策ごとのK P Iは全体で17項目掲げておりますが、この2年間の達成状況についておおむね目標どおり進んでいるものが8項目、さらに工夫や努力を要するものが3項目、現段階では達成度をはかれないものが6項目となっております。工夫や努力を要するもの3項目につきましては、基本目標の1の中の雇用を創出する農業関連事業を5年間で2件や新聞、雑誌等掲載件数を5年間で100件としたものにつきましては、40パーセントに達していない状況ですが、継続して取り組みを進めることにより目標達成に向けて努力してまいります。また、基本目標3の

中で都市部からの移住者数を5年間で40人としたKPIにつきましては、実績が3人となっておりますが、移住PR事業に参加したり、情報発信にも努め、実績値を高めていくこととしているところでございます。

以上、基本目標ごとの状況について申し上げましたが、総合戦略全体としては着実に取り組みを進めている状況だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 まず、1つ確認させていただいて次に移りたいと思いますけれども、基本目標2の全ての子供の成長の支えと教育環境の構築についてについての達成度をはかれない項目であるということの理由についてちょっと説明をしていただけたらなというふうに思います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 基本目標の2の数値目標につきましては、数値目標が平成31年、乳幼児健診問診票によるこの地域で子育てをしたいと思う親の割合を95パーセントという形で目標を設定しておりますので、到達年度で目標の達成度をはかるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 それでは、要旨2に移りたいと思います。

人口減少を克服することがこの総合戦略の目的でありますけれども、自然増減及び社会増減の現状と現状から見たところにおける総合戦略の最終年度の平成31年度までの見通しについてお伺いいたします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 滝川市の人口推移につきましては、住民基本台帳のデータをもとに年度別人口を比較しますと、総人口では毎年300人から500人程度減少しております。出生者数と死亡者数の差による、いわゆる自然増減の状況を見ますと、毎年200人から300人程度死亡者数が上回る自然減の状況となっており、近年同様の傾向が続いております。

一方、転入者と転出者数の差による社会増減の状況を見ますと、平成23年度には267人の減、24年度には381人の減となっております。25年度には98人の減、26年度と27年度にはそれぞれ101人の減、そして28年度には3人の減というようにここ数年数字上は減少幅が狭まる傾向にあります。しかしながら、28年度の実績のみを取り上げて社会減がとまったと解釈するには早計と思われ、もう少し推移を見ながら分析を進めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

総合戦略の最終年度である31年度までの見通しにつきましては、現段階では明言できませんが、27年国勢調査の結果では国立社会保障・人口問題研究所が公表している人口推計の数字を上回っている状況であり、人口ビジョンの目標人口に少しでも近づけることを目指しているところでございます。特に自然減につきましては、計画期間残り2年半で大幅に傾向を変えることはなかなか困難だというふうに思いますので、総合戦略の取り組みを着実に進め、社会減に少しでも歯どめをか

けることができるかどうか成否の分かれ目になるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 この28年の3人の減というのは、これまでにとって非常に特別だということなので、もう少し推移を見ながらというふうにご答弁いただきましたので、ぜひ早目にどんなことになっているのかという分析を進めていただきたいというふうに思っています。

3番目に移ります。PDCA、計画、実行、評価、改善サイクルによる改定の必要性とその具体的内容及び今後の取り組みについて伺います。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 総合戦略につきましては、毎年度KPIの達成状況の確認を行い、議員からおっしゃられたPDCAサイクルによって推進をしているところでございます。総合戦略の内容について個別に事業を追加したり、KPIの数値を一部見直したりすることにつきましては、各年度の検証結果に基づいて対応しており、直近では本年7月に第2回目の改定を行ったところでございます。具体的には、平成28年度の実績により基本目標3、プラチナコミュニティの形成と暮らしやすさの追求のうち、2の暮らしやすい地域づくりについて住宅に関する支援制度利用件数を5年間で100件という目標に対し、98件という実績となったところですが、29年度から新たに新築住宅助成制度を開始したことに伴い、KPIを160件まで上方修正いたしました。計画期間の最終年度である31年度までに大幅な改定は現時点では見込んでおりませんが、本年度実績を検証した段階でその必要性を判断したいというふうに考えております。

以上です。

○議長 長 本間議員。

○本間議員 大まかに1点だけ再質問をさせていただきます。

本来的には、これはPDCAという、この全体像について質問をさせていただきましたけれども、各施策についてチェックというか、進めていくのが実は大変大事なことだというふうに思っています。それから、先ほど非常に当初よりも注目度も下がったとかということも申し上げましたけれども、実は各省庁で関連するあらゆる施策が少しずつ出てきているということも確認されているわけでございます。そうしたことも踏まえて、それぞれたくさんの項目につきましては次回以降に譲るといたしまして、今回1点だけ。実は、先日話題にもなったり、ちょっと懇談をしたりした経過もあったので、1つだけ話題に上げたいと思いますけれども、この中の15ページ、といってもここに誰も持っている人はいないと思うのですが、外国人人材活用の推進、施策4の中の外国人人材活用による地域産業支援事業ということで、外国人人材活用を目的とした事例件数がKPIで5年間で2件というような項目がございます。それにつきまして先日懇談などをしたときに、滝川市内の業種にもよりますでしょうけれども、企業の人材不足は顕著なものがあり、深刻であるということで、いわゆる現状外国人技能実習制度につきましての活用が非常に進んでいるというふうなことで、まだ活用していない方も実は幾つかの企業があって、来年ぐらいにはKPIの2件ははるかに超えていくというふうに見られるのですけれども、その際に滝川市として、ここに書いてあることもそ

うなのだけでも、例えばそういう制度が実際にあってその中でやるとした場合にどのような支援というか、施策を講じるべきと思われるのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長 総務部長。

○総務部長 まず、外国人人材活用の推進のK P Iの2件でございますが、このK P Iの2件というのは人数ではなく、あくまでも外国人の人材雇用をした事業所あるいは企業の数ということで捉えていただければなというふうには思います。2件という形でございますが、実質1件につきましては6月1日の総務文教常任委員会でも進捗状況の中でご報告を申し上げておりますが、滝川国際交流協会における外国人人材の活用を目的とした1名の職員採用という部分でもう既にこれは報告済みでございます。

今後という部分になりますが、外国人の技能実習制度につきましては、27年度、この計画ができる前から一部民間企業で実習生を雇ってというか、雇用した企業がおられるという情報はつかんでおりますが、やはり計画期間以後ということで考えるべきだろうという形でいろいろ市内の状況を確認しますと、本年春に滝川建設協会がベトナム視察を行ったと。そこで現地での面接等も行って、市内の幾つかの事業所あるいは企業に外国人技能実習生が現在滝川に入ってきておられるという状況も把握しておりますので、それらを29年度の実績としてカウントするとK P Iは100パーセントを達成できるのではないかという見込みを立てているところでございます。

今議員のほうから市としての支援といいますか、考え方という部分もございましたが、こういった取り組みを含めて市として実質技能実習制度の実習生を雇用している企業あるいは事業所から状況を確認した後、どういった点がやはり行政側あるいは国に対して課題があるのかというようなこともヒアリングを行いながら、市として今後どういう形で国あるいは市としての取り組みができるのかという部分については考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長 本間議員。

○本間議員 答弁は的確にされたというふうに思いますけれども、実はこの件につきましては市長が非常に力を入られている政策でもありまして、私がここで言って本間が言ったからだなんていうことにならないので、ぜひ思いがありましたら一言いただきたいと思います。

○議長 市長。

○市長 ただいまの本間議員に私の思いを語れということでございますので、ご質問にお答えさせていただきたいと思いますが、外国人の技能実習制度はいい制度だと思いますが、全ての企業といいますか、ニーズがある企業にとって満足される制度かというところでもないというふうに思っております。この地域にとってもっと有効な制度となるように、先ほど総務部長からお答えしたとおり、今ヒアリング等をさせていただいて、各企業のニーズを吸い上げ、そしてそれをどう生かしていくかということを検討してまいりたいというふうに思っております。

将来的には、今3年から5年という形になった技能研修制度でございますけれども、もっと長くいただけたほうがやはり外国の方もなれていただけますし、非常に日本としても労働人口不足の解消にもつながってくるというふうに思います。先ほどの除排雪のオペレーターなどもそういう

方たちにやっていただければいいかなという思いもありまして、それらのことを考えてまいりたいというふうに思っております。まだまだ勉強段階ではございますけれども、それらにつけて例えば特区というのも1つではなかろうかというふうなことも思いながら、研究を重ねていってこの制度をよりよい制度にしながら、また活用させていただくような体制をつくっていきたい。そして、民間の皆様方のお声をいろいろといただきながら作り上げてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご支援をどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○本間議員 終わります。

○議 長 以上をもちまして本間議員の質問を終了いたします。

◎延会の件について

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

◎延会宣告

○議 長 本日はこれにて延会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時22分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

平成 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員